

令和3年 第1回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和3年3月10日（水曜日）

午前10時00分 開会

午後 4時49分 散会

○出席委員（27名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	12番	尾崎寿一	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		6番	蛭名正樹	委員
	7番	石山敬	委員		8番	木村隆洋	委員
	9番	千葉浩規	委員		10番	野村太郎	委員
	11番	外崎勝康	委員		13番	蒔苗博英	委員
	14番	松橋武史	委員		15番	今泉昌一	委員
	16番	小田桐慶二	委員		17番	鶴ヶ谷慶市	委員
	18番	石岡千鶴子	委員		20番	石田久	委員
	21番	三上秋雄	委員		22番	佐藤哲	委員
	23番	越明男	委員		25番	清野一榮	委員
	26番	田中元	委員		27番	宮本隆志	委員
	28番	下山文雄	委員				

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	総務部長	清藤憲衛
財務部長	須郷雅憲	市民生活部長	森岡欽吾
福祉部長	番場邦夫	健康子ども部長	三浦直美
農林部長	本宮裕貴	商工部長	秋元哲
観光部長	岩崎隆	建設部長	天内隆範
都市整備部長	野呂忠久	会計管理者	後藤千登世
上下水道部長	坂田一幸	市立病院事務局長	澤田哲也
教育部長	鳴海誠	選挙管理委員会事務局長	栗嶋博美
農業委員会事務局長	菅野昌子	企画課長	白戸麻紀子
企画課長補佐	青山洋蔵	企画課長補佐	一戸拓利

広聴広報課長	土岐康之	広聴広報課長補佐	吉崎拓美
地域医療推進室長	佐伯尚幸	新型コロナウイルス感染症対策室長	岩崎文彦
人事課長	堀川慎一	情報システム課長	羽場隆文
財政課長	今井郁夫	管財課長	工藤浩
市民税課長	石井啓之	資産税課長	石田剛
収納課長	西沢宏智	市民協働課長	高谷由美子
市民協働課長補佐	村田善彦	市民課長	蒔苗元
環境課長	福士智広	障がい福祉課長	白取靖夫
生活福祉課長	三上誠	介護福祉課長	工藤繁志
子ども家庭課長	石澤容子	国保年金課長	田中知巳
健康増進課長兼 新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	一戸ひとみ	農政課長	齊藤隆之
りんご課長	澁谷明伸	農村整備課長	京野直文
商工労政課長	工藤竜輔	産業育成課長	丸岡和明
観光課長	早坂謙丞	国際広域観光課長	佐藤真紀
文化振興課長	野呂智子	土木課長	花岡哲
道路維持課長	八嶋範行	都市計画課長	中田和人
地域交通課長	小山内孝紀	公園緑地課長	神雅昭
岩木総合支所長	戸沢春次	岩木総合支所総務課長補佐	佐藤和明
相馬総合支所長	木村洋子	会計課長	中村工
上下水道部総務課長	高橋秀男	市立病院総務課長	堀子義人
学校整備課長	高山知己	学務健康課長	菅野洋
生涯学習課長	柳田尚美	生涯学習課参事	太田泰輔
文化財課長	小山内一仁	選挙管理委員会事務局次長	村元広美
農業委員会事務局次長	吉田秀樹		

○出席事務局職員

事務局長	高橋晋二	次長	長	菊池浩行
次長補佐	高屋憲	議事係長	長	蝦名良平
総括主査	成田敏教	主事	事	附田準悦
主事	成田崇伸	主事	事	外崎容史

午前10時00分 開会

算常任委員会を開会いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第1号、第2号、第4号から第17号まで、第36号及び第37号の以上18件であります。

審査に当たりましては、お手元に配付しております日程表のとおり、一般会計、特別会計、企業会計の順序で進めてまいりたいと思います。

審査に先立ち、委員の方にお問い合わせいたします。質疑される方は、質疑する款目かページを申し添えて質疑をお願いします。

答弁される理事者の方へお問い合わせいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、通告している質疑については、答弁者は、事業内容等の説明はなしに、聞かれたことだけ要領よく簡潔に答弁願います。繰り返します。答弁者は、事業内容等の説明はなしに、聞かれたことだけを要領よく簡潔に答弁願います。

まず、議案第1号事件処分の報告及び承認について(事件処分第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎**財務部長(須郷 雅憲)** 議案第1号事件処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

事件処分第1号は、令和2年度弘前市一般会計補正予算(第17号)でありまして、新型コロナウイルスワクチン接種のために必要な体制を確保するための経費及びワクチン接種に要する経費を計上することとし、この措置に急を要したため処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に3億3021万円を追加し、補正後の額を1007億8420万9000円としたほか、繰越明許費の補正をしたものであります。

繰越明許費の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る追加であります。

それでは、歳出予算について申し上げますの

で、8ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の3億3021万円は、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料などを計上したものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、5ページにお戻り願います。

歳入につきましては、歳出予算に対応する特定財源として全額、16款国庫支出金を計上したものであります。

以上であります。

◎**委員長(工藤 光志委員)** 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎**23番(越 明男委員)** おはようございます。本議案に対して、若干質疑をさせていただきます。

まず最初の、1回目と言ってはなんですけれども、今、財務部長のほうから専決処分の経過の一端が説明をされました。1月15日の専決であったわけですけれども、年末年始にどういう背景があったのかというのがちょっと横切るのですけれども、専決の形でなくて議会を招集するという形が取れなかったのかどうかというのが質疑の1点目であります。

これは、他の町村のことは他の町村が自主的に決めることなのですけれども、昨今では、予算案の議会に提案の内容の部分が出されている市町村もあるようですし、臨時議会を1月早々に招集した市町村もあるようですから、そこら辺も含めて、どうして1月15日に専決処分という形を取ったのか。もう一度、そこら辺の御説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、もう1点、1回目の質疑でのもう1点。今説明があったように、内容的には極めて市民の関心の高い、いわゆるワクチン接種であります。流れを、全体をちょっと把握したいので御説明願いたいのですが、1月15日の専決処分といい

ますと、暮れの12月頃から国・政府あるいは県当局のところで、全体としてワクチン接種の流れ、予算措置も含めて、そういう流れがあったのかなというのを、ちょっと推測の域を私は越えませんが、持つわけですけれども、1月中旬の専決に至るまでの経過、内容的に、ワクチン接種の内容に絞っての経過を少し概要を説明願いたいなというふうに思います。

◎**財政課長（今井 郁夫）** 専決処分に至った経緯ということでお答えいたします。

今回の専決処分につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制に万全を期するというところで、その準備ですとか、契約手続等に早急の対応が必要であったということで、臨時議会の招集ということも検討いたしました。今回は、地方自治法の規定に基づきまして、急を要するというところで専決処分としたものでございます。

◎**健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（一戸 ひとみ）** それでは、流れということで、このワクチン接種体制ということで、昨年10月下旬に、国から各自治体において検討するように通知されておりましたけれども、詳細ということが示されないまま12月に入り、12月18日に自治体説明会において、市町村が実施する高齢者の接種について3月下旬をめどに接種体制を確保するなど、一部の具体的な内容が示されました。その後、12月25日には、国から各自治体に対し、全国統一の接種券の様式であるとか、接種券の発行を3月1日から3月12日までに行うなどが示されております。

当市におきましては、1月4日に接種体制確保の概要について担当より市長のほうに説明し、命を守るため早期に接種体制を構築するようという指示を受けまして、具体的に準備に入ったところであります。1月13日に具体的なスケジュールや内容について提案いたしまして、国の

示すスケジュールでワクチンの接種をしっかりとスタートさせる、そこを大事にするとシステムの改修であるとか接種券の用紙の確保、それから接種券の印刷・発送などの準備ということに早急に取りかからなくてはならないということになりまして、今回、専決処分による予算確保をさせていただいたという流れになっております。

◎**23番（越 明男委員）** 続いて、ちょっと再質いたします。

7ページに、先ほど説明があったように、12施設を中心として予算措置がされているという説明がございました。端的に次の3点をちょっとお伺いさせていただきます。

コールセンター1億3000万円というふうにあるのですけれども、このコールセンターの内容といえますか、問合せが来てお答えするということになるのでしょうか。コールセンターの中身は、この時点での事件処分ですから、どういう内容に基づくコールセンターをつくるということでの1億3000万円の予算措置だったかということと、委託先をもし説明願えれば。

2点目、ワクチン接種委託料として1億4400万円、これは巷間、新聞報道なんかで出されておまして、市内のかかりつけ医、いわゆる開業医の方々といろいろ御相談申し上げたということになるのですけれども、開業医の皆さんは、日常業務をしながらの、何と申しますか、ワクチン接種ということになりますと、業務上ダブルになるのですが、ここら辺の摩擦的な部分はどういうふうに解消されて委託料という形になったのかと、ここちょっとお伺いしたい。

あと、チラシが入ってきました。よく見ますと、でも、どこに問合せするかと。厚労省と新型コロナウイルスのコールセンターは出てきたのですが、市のどこが担当なのかというのが欠如しているような感じがちょっとしたのですけれども、

このワクチン接種のチラシについては、いつの御判断で、どの程度の量を市民の皆さんに情宣したのか、この3点お願いします。

◎健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（一戸 ひとみ） まず、1点目のコールセンターの内容、委託先のところでありませぬけれども、この時点で見積もったのは、やはり市民からの問合せ、国のほうでワクチンに関する専門的なことは都道府県でということでしたので、接種をするに当たっての問合せがメインとなるかと思えます。そちらのあたりと、接種後に接種管理ということで、予診票の入力等のあたりを考えていました。また、話の中では、予約システムのあたりも検討の課題には上がっていましたけれども、この時点では、まだそこは検討中というところでした。

委託先についてです。委託先は、NTTネクシアのほうに決まっております。

2点目です。接種委託の開業医、ふだんの診療プラスということで、そのあたりは、何度か医師会のほうと市のほうと、それから関わるということと薬剤師会、歯科医師会も加えまして、協議を重ねてまいりました。大変というところは皆さんそうなのですが、まずは今のコロナ感染症というところを第一にということで御協力いただけるということで、たくさんクリニックで手を挙げていただいたという経過となっております。

3点目、チラシについてです。問合せについて、広報等にはワクチン室の電話番号が入っていますけれども、このチラシには入っておりません。というのが、現時点で決まっていることが非常に少ない中で、出せる情報がその中であるということで、あえてそこには入っておりませんでした。チラシのところは、3月の第1週に毎戸配布という形で、ポスティングを利用しましてやらせ

ていただきました。そこは、広報等もちょっと間に合わないという中で、急ぎということでのその方法を取らせていただきました。

◎23番（越 明男委員） 専決以来、内容が内容なものですから、いろいろな形で市全体も担当課のほうもいろいろ揺れ動いて処理しているなど。でも、市民の皆さんも揺れ動いている部分はあるのです、いろいろな意味で。

そこで最後に、これは事件処分以来、いろいろな推移がございますから、もう今の時点の担当部署の御見解で結構ですから、最後、市民からの御相談も含めて、二、三、ちょっと伺っておきます。

これは、科学者、医者、感染症に関わる専門家から本当は一生懸命勉強さねばまねことなのかもしれないけれども、市民の皆さんからは、今回のワクチンが効き目あるんだかというのがあるのです。それは、このワクチンが何を根源としてできているのかというのが知りたいというお声だと思うのです。私も、そうなのです。何ほどの効き目あるんだばと言ったときに、担当課長、すみません、御無理なことかもしれないと思いながらも、これは市民のお声ですから、ちょっと今日は浴びせますのでお答えください。

それから二つ目、入手の問題です。つまり、需要はいっぱいあるのだけれども、供給が途中で限界が来たり、供給がちょっと待ってけど。何か、この国の向き、動向を見ていると、いつまでにこうなりますと言いながらも、本当なんだべか、どんだんだべかと、よく分からない状況が昨今展開されてるのではないかなと思うのです。今の時点で、この専決処分に見合ったワクチン接種量にふさわしいワクチンの入手は十分可能だという御判断なのか、その後の2回目など展望した場合の供給体制、ここら辺は今の時点で、国・県の指示文書なども含めて、どんな理解でいるのかというの

が2点目。

最後に1点、移動困難者、つまり体に障がいを持ったり、お年寄りの方々が、かかりつけ医も、それから巷間言われている大きい施設でやるにしても、なかなか移動困難者が予想されると思うのです。場内の議員の皆さんも経験がおありだと思うのですが、地区の敬老大会なんかの場合も、参加をめぐって大変な努力をなされているのを私もかいま見ております。移動困難者、お年寄り、障がいを持つ方々、順調にかかりつけ医に歩を進められない方も出てくるかと思うのですが、こちら辺は市として、当面もそうですけれども、将来的にもどんな考え方と施策をお持ちなのか。以上3点、お願いします。

◎健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（一戸 ひとみ） そうすれば3点。

1点目ですが、このワクチンの効き目ということで、いろいろテレビ等でもやっていますけれども、今3種類のワクチンについて認可申請が出たり、認可されたりということで進んでいますけれども、まだ何%が効きますということは、はっきりとは出ておりません。ですので、本市においても、9割が効きますとか7割が効きますというような数字がちょっと出せない状況にあります。

あと効果の、1回打ったらどれくらい効くのですかというところにつきましても、打ってからの期間が短いということで、まだ国のほうからそのところも公表されていない状況にあります。

2点目、供給が今どうなっているのかということ。テレビ等で毎日動きがありますけれども、現在、1月の時点で、見積もった量が弘前市に本当に入ってくるかというところは非常に不透明なところです。今はっきりして、国から文書として出てきているのは、4月5日の週に青森県に2箱、1箱1,000回分くらいですので2箱。それから、その次の12日の週に10箱、19日の週に10箱という

ことで、県にそこなので、そこから市町村にどう割り当てられるかというのは、県のほうでこれから配分するというところで、本市にいつから何箱来るのかというところは、現時点でははっきりしておりません。見通しとして、やはり4月のワクチンの供給というのは非常に厳しいという中で、現時点、5月になると少し多く入ってくるというような、非常に不確かな状況であります。

3点目、移動困難者というところで、どこかの集団のところの場所、かかりつけ医に来れる方はいいのですけれども、どうしても来れない方というのは、巡回の形も現在、医師会と相談はしております。まだ、そこをどうやってやっていくかというところの具体的なところは見えていません。あと、来るのが困難な方というのがいらっしゃると思います。その部分については、現在検討しているところであります。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第2号事件処分の報告及び承認について（事件処分第2号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 議案第2号事件処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

事件処分第2号は、令和2年度弘前市一般会計補正予算（第18号）でありまして、新型コロナウイルス感染症への対応として、医療従事者宿泊支援事業費補助金を追加し、成人式の延期により発生したレンタル衣装のキャンセル料等に対する助成金を支給する経費を計上するほか、今冬の降雪に伴う道路の除排雪経費を追加することとし、この措置に急を要したため処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に4億2985万円を追加し、補正後の額を1012億1405万9000円としたものであります。

それでは、歳出予算について申し上げますので、7ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費5目病院及び診療所費の1260万円は、医療従事者宿泊支援事業費補助金を追加したものであります。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費の4億円は、除排雪等業務委託料を追加したものであります。

10款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費の1725万円は、成人式レンタル衣装キャンセル料等助成金を計上したものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、4ページにお戻り願います。

歳入につきましては全額、20款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金を充当したものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質

疑ありませんか。

◎23番（越 明男委員） 事件処分の内容の、7ページの3項目に絞って質疑をいたします。

最初は4款1項5目、1260万円、これは何人の方への宿泊支援なのかということと、ホテルの数はどの程度になるのかということと、時期的に集中した時期があればお答え願いたいと思います。

次、8款2項2目の道路維持費でございますけれども、4億円の除排雪の委託料という内容であります。当初10億円にプラス4億円の14億円という到達になったのですが、4億円の追加で、早い話が足りたのかどうなのかということでありまして、4億円の効果も含めてお聞きしたいと。

もう一つは、市民の皆さんからの苦情等の御相談件数、これちょっと数字的に確認したいと思う。全体の件数と、その主たる内容と。それで、併せて鍛冶町地域を含む大成小学校区ということになるのでしょうか。この地域ではどのくらいの件数になるのかということも併せてお答え願えればと思います。

最後3点目、10款4項1目、いわゆる成人式の衣装キャンセル料の問題であります。ここは端的に二つお聞きしたいと思うのです。どのくらいの方のキャンセル料等の助成金となったのか。人数の問題です。これ一つお聞きしたいと。それから2点目、考え方の問題をちょっと確認したいのですけれども、キャンセル料等の助成金とあるのですが、この根本はいわゆる損害賠償という意味ですか。補償という意味ですか。それから、最初のレンタル料の人数とも関連するのですけれども、男女によっては、男の人、女の人でいわゆるかかる衣装代が違うというのは私もちょうと分かるのですけれども、どのくらいの、1人のキャンセル料の助成金でしたか。この金額、1人当たりの金額。以上、お聞きします。

◎地域医療推進室長（佐伯 尚幸） 3点、お答

えいたします。

まず、医療従事者宿泊支援事業費補助金の補正額1260万円についてでございますが、これは月大体700人泊というふうに見ております。単価が6,000円を上限としておりますので1260万円、3か月で2,100人分ということで補正させていただいております。

それから利用したホテルの数でございますが、こちらの補助金は医療機関を対象としておりまして、医療機関に対して市が補助しております。各医療機関はホテルなどと契約をしていただくという形を取っております、現在のところだと、大体3施設ほど利用されているということです。

また、集中した時期というお話でしたが、昨年10月にクラスターが発生しました。そのあたりから徐々に増え始めまして、11月、12月と非常に利用数が増えました。そこで、このままいきますと、予算も足りなくなるおそれがあるということで補正させていただいたものでございます。

◎道路維持課長（八嶋 範行） 私のほうから、4億円の専決処分について、必要性、効果、それから足りるのかということと除排雪に対する苦情、要望の件数のことについてお答えいたします。

まず、専決処分の必要性につきまして、今年度、除排雪業務に係る当初予算は10億円でスタートしました。増額して臨んでおります。今冬は、12月16日、年末年始、それから1月8日と短期間に3回の寒波が来ました。その寒波のほかに、通常の除雪作業、それから幹線道路の交通確保のための拡幅作業、それと3学期の始業式の対応、それに続いて生活道路の運搬作業を実施しております。これにより、当初予算の10億円に対して、1月20日過ぎの執行の見込みとして、70%を超える見込みとなりました。このことから、専決処分の必要があったものと考えております。

次に、効果につきましては、早朝に実際している一般除雪の作業経費のほかに、適正な車両通行の確保と歩行者の安全確保に向けた運搬排雪、拡幅作業や雪山処理について適時性を持った作業ができたことは効果として挙げられるのかなと思っております。

それと4億円の補正の足した分で足りるのかということなのですが、これからも消雪作業等がありますので、内容的にはまだ現在精査中になります。

それと、今冬の除雪の要望、苦情についてお答えします。全体の件数は、3月1日現在なのですが、全体で2,198件ございます。このうち、内容なのですが、寄せ雪に関する内容が35%、それと排雪、拡幅の要望が19%という、主にその2点が大きな割合を占めてございます。

鍛冶町周辺の除排雪の件なのですが、鍛冶町を含む除雪工区の苦情、要望に関しては、件数が284件となっております。

◎生涯学習課長（柳田 尚美） レンタル衣装キャンセル料等の助成金について御説明いたします。

まず御質問、人数、対象人数ということでございましたので、そちらのほうですけれども、当初、1月の参加申込みがありました人数が1,150名ございまして、女性が多いのでしょうけれども、その半数に何らかの影響があったのではないかということ想定しまして、人数575人を見積もりまして、これに1件当たりの補助金の上限としました3万円を乗じまして、1725万円としたものであります。

それから2点目は、この助成が損害補償のようなものになるかどうかという点についての考え方はすけれども、当初、私たちも、そのような見え方がするのではないかということは考慮いたしまして、ただこの補助が地域に公益性がどのように

あるか、それが考えられるかというところを考慮いたしました。その中で、教育基本法では、学校、家庭、地域住民等が相互に連携、協力すべきことが規定されております。多数の新成人が成人式に参加して、成人としての自覚や心構えを持つことは、教育に対する協力の努力義務を負う地域住民、その他関係者にとっても利益になるものであると考えました。なので、これは実際に成人式に参加される方が、3月に延長されることによって何かしらの追加負担を求められる、そこを一番に考えたのですけれども、その中には、参加できない方もある。参加できないから、それは自分たちの成人式ではない、自分たちの家族の成人式ではないというような雰囲気になってしまってもったいないと。やはり地域が一体となって新成人を激励し、お祝いをするというものを助成したい。これを公益性があるのではないかと判断して、実施したものであります。

あと、金額というのは、上限3万円とした……（「答えましたからいいです。3万円」と呼ぶ者あり）はい。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め

ます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第4号令和2年度弘前市一般会計補正予算(第20号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 議案第4号令和2年度弘前市一般会計補正予算(第20号)について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に5億2416万2000円を追加し、補正後の額を1017億9809万4000円とするほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものであります。

継続費の補正は、弘前城本丸石垣整備事業などに係る変更3件であります。

繰越明許費の補正は、ひろさき新生児応援給付金などに係る追加16件、変更2件であります。

債務負担行為の補正は、令和2年度多面的機能支払交付金に係る変更であります。

地方債の補正は、病院事業出資金などに係る追加4件、廃止7件、変更35件であります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、23ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、財源調整であります。

3目財産管理費の2521万6000円は、土地売払収入等の収入見込みに伴い、財政調整基金積立金を追加するものであります。

4目企画費、5目支所及び出張所費、7目交通安全対策費及び8目コミュニティ施設費は、財源調整であります。

11目地方創生推進費の1000万円の減額は、先端医療研究開発プロフェッショナル人材育成事業寄

附金を減額するものであります。

12目諸費の56万4000円は、国県支出金等返還金を追加するものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の2億9109万7000円は、国民健康保険特別会計の繰出金を追加するものであります。

24ページをお開き願います。

3目老人福祉費の4385万1000円の減額は、介護保険特別会計の繰出金を減額するものであります。

4目社会福祉施設費の4131万8000円の減額は、弥生荘整備工事を減額するものであります。

6目後期高齢者医療費の6215万6000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の繰出金などを減額するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の5027万1000円は、私立保育所等整備事業費補助金を減額するほか、ふるさと納税寄附金の収入見込みに伴い、子ども未来基金積立金を追加するものであります。

4目児童福祉施設費の60万7000円の減額は、弥生学園整備工事を減額するものであります。

25ページの3項生活保護費2目扶助費の6188万5000円は、医療扶助費を追加するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の1978万2000円の減額は、風しん追加対策事業に係る経費を減額するものであります。

3目環境衛生費の531万3000円は、墓地公園整備工事を減額するほか、水道事業会計の負担金及び出資金を追加し、補助金を減額するものであります。

5目病院及び診療所費の10億1462万円は、病院事業会計の補助金を追加するものであります。

7目健康増進対策費の5100万円の減額は、健康診査事業業務委託料を減額するものであります。

26ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の315万8000円は、農地利用最適化交付金事業に係る経費を追加するほか、農地集積支援事業に係る経費を減額するものであります。

3目農業振興費は、財源調整であります。

27ページにかけての6目農地費の5224万7000円の減額は、多面的機能支払交付金を減額するほか、県営事業負担金などを追加及び減額するものであります。

27ページの2項林業費2目林業振興費の291万円は、林道沢田線改良工事を減額するほか、林道整備工事を追加するものであります。

28ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費3目観光費の70万円の減額は、奇習・神秘ろうそくまつり伝承事業費補助金などを減額するものであります。

6目観光施設費及び7目温泉事業費は、財源調整であります。

2項公園費1目公園総務費の1億1732万8000円は、ふるさと納税寄附金の収入見込みに伴い、弘前公園お城とさくら基金積立金を追加するものであります。

2目弘前公園管理費及び3目施設管理費は、財源調整であります。

29ページにかけての4目弘前公園整備費の8504万4000円の減額は、弘前城本丸石垣整備事業などに係る経費を減額するものであります。

29ページの8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費は、財源調整であります。

30ページにかけての2目道路維持費の2億48万9000円の減額は、道路補修事業などに係る経費を減額するものであります。

30ページをお開き願います。

3目道路新設改良費の1800万円の減額は、常盤野1号線道路改良工事などを減額するものであり

ます。

4目橋りょう維持費の1億900万円の減額は、橋りょうアセットマネジメント事業に係る経費を減額するものであります。

5目排水路費は、財源調整であります。

6目地方道改修事業費の2億1868万9000円の減額は、広域環状道路整備事業(蒔苗鳥井野線)などに係る経費を減額するものであります。

31ページの7目交通安全施設整備事業費の782万5000円の減額は、亀甲向外瀬1号線交通安全施設整備事業などに係る経費を減額するものであります。

4項都市計画費5目街路改良事業費及び6目公園整備事業費は、財源調整であります。

7目交通政策費の990万5000円の減額は、弘南鉄道運行費補助金を減額するものであります。

9目下水道費の1000万円の減額は、下水道事業会計の補助金を減額するものであります。

32ページをお開き願います。

9款消防費1項消防費3目消防施設費の429万6000円の減額は、消防自動車購入費を減額するものであります。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費の1453万3000円の減額は、小学校の電気料金を減額するものであります。

3目学校建設費の933万5000円の減額は、石川小学校地質調査業務委託料などを減額するものであります。

3項中学校費1目学校管理費の712万5000円の減額は、中学校の電気料金を減額するものであります。

3目学校建設費は、財源調整であります。

33ページの4項社会教育費1目社会教育総務費は、財源調整であります。

2目文化財保護費の1526万4000円の減額は、大森勝山遺跡公開活用事業に係る経費を減額するも

のであります。

3目公民館費の2826万7000円の減額は新和公民館排水施設整備事業に係る経費を減額するものであります。

4目図書館費は、財源調整であります。

6目文化会館費の1061万4000円の減額は、弘前文化センター整備事業に係る経費を減額するものであります。

8目市民会館費及び9目市民文化交流館費は、財源調整であります。

5項保健体育費2目体育施設費は、財源調整であります。

34ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目農業用施設災害復旧対策費及び2目公園災害復旧事業費は、財源調整であります。

12款公債費1項公債費の1815万3000円の減額は、元利均等借入れの利率見直しに係る元金を追加するほか、借入実績等に伴い利子を減額するものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、12ページにお戻り願います。

1款市税は、固定資産税、都市計画税などの税収が予算を下回る見込みとなったことなどから1億312万8000円を減額するほか、歳出予算に対応する特定財源として14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入、19款寄附金、20款繰入金のうち財政調整基金を除く基金繰入金、22款諸収入、23款市債をそれぞれ計上したほか、20款繰入金のうち財政調整基金繰入金7億5146万9000円の追加をもって、全体予算の調整を図ったものであります。

以上であります。

◎委員長(工藤 光志委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎6番(蛭名 正樹委員) 議案書25ページの4款1項5目病院及び診療所費の病院事業会計補助金追加については、10億1462万円について何点かお伺いいたします。

今回、補助金追加補正の理由、中身です。それをお伺いするとともに、確認ですけれども、当初予算は幾らで、今回の追加補正で幾らになるのか。

それとまた、平成29年度から令和元年度までの当初予算額及び決算額についてお知らせください。

◎市立病院総務課長(堀子 義人) まず、今回の補正と当初の額でございます。

今年度当初予算では、4億9108万7000円ございました。12月に人件費補正の関係で180万7000円を減額補正しておりますが、今回、10億1462万円を追加で補正するものでございます。

追加補正の内容でございますが、総務省の繰出基準に基づく経費につきまして、決算見込みを反映して再算定した結果、この分が1462万円。そのほか資金不足補填として10億円を今回追加するものでございます。

この10億円でございますが、令和3年度末、市立病院閉院時の資金不足の額が約20億円と見込まれるため、閉院時の負担の平準化のため、今年度、まずは10億円補正させていただいたものでございます。

平成29年度から元年度までの補助金の当初と決算額でございます。29年度の当初の補助金が4億62万3000円、決算額が4億2143万9000円、30年度の当初予算が4億8711万9000円、決算額が9億9700万9000円、元年度の当初予算が4億8779万4000円、決算額が10億9142万1000円となっております。

◎6番(蛭名 正樹委員) 20億円ほど欠損金が出るので積立てするというふうな内容でございます

すけれども、当初、国立病院と市立病院を統合して中核病院を建設するということが持ち上がったときから、大きな課題の一つとして幾つか想定されておまして、その一つに、市立病院が閉院に至るプロセスにおいて発生する赤字を何らかの有利な財源を見つける、あるいは協定に盛り込めないかというふうなことをずっと協議、議論して、なかなかうまくいかないで協定に結びつかなかった経過があります。

平成30年10月4日に結ばれた津軽地域保健医療圏における中核病院の整備及び運営に関する基本協定書を見ると、国病は市立病院が設置運営していた際に発生した一切の債務及び義務について引き継がないものとするという、非常に厳しい、市にとっては厳しい内容となっていると認識しております。

そこで、追加予算についての具体的な財源は、どういうふうなことを確保されたのか、その辺をお伺いします。

◎財政課長(今井 郁夫) 今回の追加補正した補助金の財源ということでございますけれども、資金不足に対する補助金につきましては、現時点で国の財政支援とか、そういった制度がなくて、財源については、市の一般財源で賄うということになってございます。金額も多額に上るものでございまして、今回補正するに当たっては、補助金以外のはかの事業、具体的には建設事業になりますが、そちらに通常活用している地方債以外に、県の市町村の振興基金ですとか、減収補填債、行政改革推進債といった地方債のメニューがあるのですけれども、そちらをできるだけ活用することで一般財源を捻出し、その分を今回の補助金の財源として充てているということで、今回、増額の補正をしたものです。

◎6番(蛭名 正樹委員) なかなか、来年3月31日で閉院するというふうなことを市長も表明し

たわけですので、これから様々な形でこういう財政支出が今後、一般会計全体にしわ寄せのないように、しっかりと財政運営を、かじ取りをやっていただきたいと思います。

◎9番（千葉 浩規委員） おはようございます。よろしく申し上げます。私からは、4点です。1回の質疑で収めますのでよろしく申し上げます。

一つは、予算書の7ページ、繰越明許費補正です。第3表の中の7款1項商工費、三つ事業がありまして、アフターコロナ観光戦略再構築事業業務委託料、あとは、持続可能型・レアな青森コンテンツ造成支援事業、三つ目が、アートを活用して外国人誘客と地域間の周遊につなげる事業業務委託料の三つがあるわけですけれども、これについて今回繰越しになる理由と、あと各事業の進捗状況、あと今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

二つ目は、予算書26ページ、6款1項6目の農地費についてです。多面的機能支払交付金、約820万円の減額になっているのですが、その一方で予算書の8ページの債務負担行為、令和2年度多面的機能支払交付金が、逆にそちらのほうは増額になっているということなので、この交付金が減額になった理由と、またこの債務負担行為が増額になっているのですが、それとの関連があるのかどうか、答弁をお願いします。

三つ目は、予算書の27ページ、6款2項2目の林業振興費についてです。今回、林道整備工事追加が540万円ということで、結構、増額幅が大きいと思うのですが、今回、この増額になった理由について答弁をお願いします。

続いて、最後の四つ目なのですが、予算書の33ページ、10款4項3目の公民館費についてです。新和公民館排水施設整備事業が減額となっているのですが、およそ2400万円と、こちら結構大き

な減額になっています。そこで、今回の減額の理由について答弁をお願いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） まず、アフターコロナ観光戦略再構築事業についてお答えいたします。

現在、市の進捗状況を踏まえてお話ししますと、昨年6月に補正予算を組みまして、9月に公開型プロポーザルによりまして、契約候補者を株式会社電通東日本青森営業所に特定し、10月に令和3年3月末までの契約期間とする業務委託契約を締結しているところでございます。契約後、現在の作業状況ですが、動画の一部の撮影や観光資源の調査、ウェブサイトのリニューアル作業などが進められております。

繰越しの理由ですけれども、この事業、観光関連業者から聞き取りや意見交換をしっかりと行いながら、これまでの観光に関するデータ等を分析した上で、今後展開していく観光戦略を打ち出していきたいと考えてございましたが、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大ですとか、弘前保健所管内でのクラスターの発生などによりまして、思うように詳細な現地調査や観光関連業者との聞き取り、意見交換ができないと。それから、動画の撮影が予定どおりちょっと行えなかったということで、今回繰越ししたものでございます。

それから、今後のスケジュールでございますが、まずは予算の繰越手続後、速やかに業務期間の変更等の変更契約の手続に入りたいと思っております。新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながらとはなりますが、最長で10月頃までを想定しておりまして、引き続き、関係者への聞き取りや動画の撮影、ウェブサイトデジタルツールを活用したPR手法の構築などの作業を進めてまいりたいと考えてございます。

◎国際広域観光課長（佐藤 真紀） 持続可能型・レアな青森コンテンツ造成支援事業、アート

を活用して外国人誘客と地域間の周遊につなげる事業であります。こちらの事業は二つともインバウンドの事業でありまして、外国人観光客の誘客を図る事業であったことから、新型コロナウイルス感染症の影響で、外国からの関係者を呼ぶことができなくて、事業を進めることができなかったことから、令和3年度に繰り越すことになったものであります。

まず、持続可能型・レアな青森コンテンツ造成支援事業のほうの進捗状況でありますけれども、こちらのほうは、令和2年度につきましては、ここでしか体験できないレアな青森の観光コンテンツの造成ですとか、ブロガー等の招請や旅行会社等の視察旅行の実施、またエージェントへのセールス活動等を予定しておりましたが、ただいま申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響から、ブロガー等の招請をはじめ海外から人を呼ぶことが難しい状況となっております、観光コンテンツの造成に一部着手しているのみとなっております。

こちらのほうの今後のスケジュールでありますけれども、現在、一部着手している観光コンテンツの造成は引き続き続けてまいりますけれども、ブロガー等の招請や旅行会社等の視察旅行の実施ですとか、エージェントへのセールス活動につきましては、まだ新型コロナウイルス感染症の状況が収まっていない状況もございますので、こちらの状況ですとか、海外からの渡航制限の状況を見ながら進めることとしております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等によって、年度内のブロガー招請等が難しい場合は、再度事業内容の変更等について検討していきたいと考えております。

もう一つのアートを活用して外国人誘客と地域間の周遊につなげる事業であります。こちらのほうの進捗状況は、令和2年度の春に美術館をはじ

めとしたアート資源の活用により、インバウンドにつなげていくことを目的にプロポーザルを告示しました。しましたけれども、新型コロナウイルスの感染症の影響から、ブロガーの招請等をはじめ、海外から人を呼ぶということが難しい状況となりましたので、事業実施の見通しが困難な状況と判断して、募集締切りの前にプロポーザルを中止しております。そして、令和3年2月に改めてプロポーザルを実施し、事業者を選定しております。現在は契約に向けた協議中であります。

こちらのほうのスケジュールですけれども、こちら先ほどの持続可能、レアな青森コンテンツと同じように、新型コロナウイルスの感染症の状況から、海外からの渡航制限の状況を見ながら、ブロガー等の招請や旅行会社等の視察旅行の実施を6月頃までに、そしてアートマップの作成などを進めることとしております。こちら、秋口、10月頃までにできればというふうなスケジュールとはなっておりますけれども、新型コロナウイルスの感染症の影響等によって、年度内に海外からのブロガー招請等が難しい場合は、先ほどの事業と同じように再度、事業内容の変更等について検討していきたいと考えております。

◎農村整備課長（京野 直文） 私からは、多面的機能支払交付金の債務負担行為の増額と、それから令和2年度予算額の減額について、それから林道整備工事追加の増額理由についてお答えいたします。

多面的機能支払交付金は、交付対象となる活動組織の5年間の活動計画を市が認定しまして、農用地面積に応じて交付金を交付しております。このため、認定した年度以降の4年間分の交付金上限額について、債務負担行為を設定しているものでございます。

債務負担行為の増額分につきましては、当初設定しました活動組織のうち1組織について、令和

3年度以降に交付額の根拠となります面積の増加が生じることから、不足となります分について、あらかじめ増額変更するものであります。

一方、令和2年度の予算額の減額につきましては、今年度事業の実績に伴う減でございます。当交付金は、負担割合が国50%、県25%、市25%となっており、県から国の負担分を合わせて市に交付されますが、県からの交付金の一部が減額されない内示があったため、合わせて減額補正したものであります。

次に、林道整備工事費追加の増額の理由についてでございます。こちらは、林道沢田線の側溝整備、藍内沢田線の路肩整備及び蕨の沢線ののり面保全の工事請負費として、当初予算額1000万円を計上しておりましたが、各路線において当初計画していた事業量を上回る整備が必要となったため、予算額を増額補正するものであります。

◎生涯学習課長（柳田 尚美） 新和公民館排水設備事業の減額についてお答えいたします。

新和公民館及び新和出張所があります敷地に降ります雨水を処理する排水管というのは、実は正面の門がある西側の県道の側溝ではなくて、敷地内の奥の、敷地を通過してさらに南側の民間所有地を通りまして、さらに南側の水路に排出しているという形になっております。

今回、南側の民間所有者の方から、その管を撤去してほしいという申出がありましたもので、それが令和元年9月頃から御要望があったのですが、それに対応しまして、その管を撤去した場合、それから新たに排水設備を設置する場合の費用として工事費2486万円、その他委託料などを含めまして2866万4000円を当初予算に計上したものでありますけれども、その予算案を議決後、市の対応方法とか、情報を提供しつつ、その所有者の方と協議をしていたのですが、その協議する中で、その所有者の方から、今までどおりその

管を市が利用してもいいよという言葉も頂いたので、その撤去、新設の費用が要らなくなりましたということで、代わりに市が利用する権利を登記するということになりまして、その登記に必要な図面の作成ですとか、地下埋設物の調査のために39万6000円を流用させていただきました、その残額の合わせて2726万7000円を今回減額しようというものであります。

◎1番（竹内 博之委員） 私も蛭名委員と同様に、予算書25ページの4款衛生費の部分の病院の補助金のことについて1点お伺いします。1点というか、1回お伺いします。

今回まず、補正の金額とこれまでの支出の金額は分かったのですけれども、そもそもこの資金の支出計画というのがまずあったのか、あるかないかでお答えいただきたいのと、あと、もしあったとするならば、その計画と今の実績というところの乖離、もし乖離があるのであれば、どういうふうに捉えているのかというのを伺いするのと、あと最後に、今回の一般財源の部分が7億4000万円、これ歳入の部分を見ると、財調の切崩しが7億5000万円あって、この同じ4款の中での一般財源の内訳を見ても6億9700万円ということで、ほぼほぼ今回の財源は、財調からの切崩しということの理解でよろしいのか。この3点について、お願いします。

◎市立病院総務課長（堀子 義人） 市立病院の収支計画等について説明させていただきます。

まず市立病院、毎年度予算編成しております、閉院までの32年度までの収支計画等を作成しております。患者数の減、今年は特にコロナの影響もございましたので、閉院を迎えます令和3年度までには20億円というのを試算いたしまして、今回計上させていただいたものでございます。

今年度の予算につきましても、今回、病院予

算、収入のほう減額補正させていただきますが、当初予算に比較しまして、患者数減によりまして収入が減ということになっております。

◎**財政課長（今井 郁夫）** 財源が財政調整基金からなのかという御質疑でございますけれども、数字的には近い数字にはなっておるのですけれども、先ほど蛭名議員の御質疑に答えたとおり、地方債の活用とかいろいろ財源の調整がありますので、数字がイコールということではなく、結果として近い数字になったというところでございます。

◎**1番（竹内 博之委員）** ごめんなさい。ちょっと市立病院の収支計画というよりは、一般会計からの支出する計画というものが当初あったのか。当然、市立病院の経営計画をつくれば資金不足の部分は出ると思うので、それが当然一般会計からの繰り出しをしなければいけない金額が出ると思うので、その一般会計からの繰り出しする資金支出に関する計画はあったのかという質疑だったのです。市立病院の計画どうこうというよりは、一般会計からの支出する計画があったのか。この1点について、最後をお願いします。

◎**財政課長（今井 郁夫）** 一般会計から病院への資金不足の計画があったのかということかと思っておりますけれども、当初、資金不足が発生するというのは想定しておりました。ただ、中核病院の話が出てから収入が減ったとかということで、不足額は大きくなっているのは、当初の想定とはちょっと違っている部分であります。

ただ、それが見えてきた段階では、中期財政計画とか、その辺を作成する段階では、その時点での状況を盛り込んだ形で財政計画のほうは考えております。

◎**20番（石田 久委員）** 私は1点、3款2項1目の子ども未来基金積立金の追加、7591万8000円についてです。

先ほど、子ども未来基金積立金の額のところは、ふるさと納税のお話を部長はしておりましたので、この子ども未来基金は、今までは公立保育所を民間移譲した際の土地・建物とか、売却したときの積立てから始まったと思っています。私のすぐ近くの時敏小学校の弘前保育所もたしかそういうような状況だと思うのですけれども、今回の補正の中身は、ふるさと納税寄附金のほかに、何かあと売却収入のものが含まれているのか。それから、補正後は、どのくらいの積立金額になっているのかお答えしていただきたいと思います。

◎**子ども家庭課長（石澤 容子）** お答えいたします。

まず、子ども未来基金は、平成26年に公立保育所、大浦・鳥井野・百沢保育所が民間移譲された際の売却収入があったことから、それを原資に子育て支援政策の財源として活用するために基金を設置したものでございます。ただ、今回の補正の増額分7591万8000円については、こちらは全てふるさと納税の寄附金として寄附を頂いた金額の一部を子ども未来基金の積立金としたもので、今回はほかの収入などが含まれていないものでございます。

あと、補正後の積立てについてでございますが、これまでの間に年度ごとに積立てや取崩しをしておりますので、現在の積立ては、補正後の基金の現在高としては5億4991万円の予定となっております。

◎**20番（石田 久委員）** 私も、市が出している弘前市子ども未来基金というのを見まして、今までは公立保育所の民間移譲とか、あるいは旧保育児童館、昨日も厚生常任委員会で児童館が三つくらいなくなるような話をされていますけれども、そういうような土地売却とか、そういうような形で増える中で、新たに弘前応援寄附金（ふるさと納税）という形でここに記入されて、今回の

これになったと思うのですけれども、これに対して、平成26年度からということですが、これまで先ほども言いましたように、時敏小学校の向かいにある弘前保育所も今民間になって、土地などを売却したと思うのですけれども、子ども未来基金としてどんな収入をとるか、どれくらいの金額の積立てをしてきたのか。これを見ますと取崩し、つまり子ども未来基金の使い道というような形で書いてあるのですけれども、これについては取崩しとは、この間取り崩して、何の事業に活用してきたのかお答えしていただきたいと思いません。

◎こども家庭課長（石澤 容子） お答えいたします。

これまで平成26年度以降、令和元年度までの間の積立ての内容につきまして、まず公立保育所の民間移譲に伴う売却収入、あと旧保育所、児童館等の土地の売却収入が合わせて2億1382万円ほど。あと、ふるさと納税の子ども未来応援コースへの寄附金から2億7336万円ほど、あとその他基金の運用益などを合わせまして、6年間で合計6億4338万円の積立金がございます。

これに対しまして、平成26年度から元年度までに取り崩して充当してきた事業を申しますと、まず駅前こどもの広場の運営事業に9276万円、あとなかよし会児童館延長事業などの学童保育に関する事業に9458万円、あと多子家族学校給食費支援事業に332万円、あと子供医療費の拡充分に6977万円など、6年間で合わせまして2億6043万円ほどとなっております。

◎20番（石田 久委員） かなり幅広く、いろいろな形で運用されているということが今の答弁で分かりましたけれども、これから、子育て施設の事業に行われていることが分かるわけですが、はっきり言って、ふるさと納税のこの額、寄附金にしても、例えばどこかの保育園を民間移

譲するとかとかいうのは、もう限界の時期が来ると思うのですけれども、その積立てが足りないとか、充当できないとか、最終的な事業を縮小するとか、できなくなったときはどういうことになるのかお答えしていただきたいと思いません。

◎こども家庭課長（石澤 容子） 年度によって流動的と思われる収入を基金として積立てしておりますけれども、それを子育て施策の事業費等に活用しておりますが、積立分がまず活用できないときには、財源を調整し直しして、例えば、これまでの財源を取り崩すとか、あるいは一般財源によって事業に影響が及ぶことがないように実施できるものと思っております。

◎委員長（工藤 光志委員） 3回質疑したよ。（「要望ということです。よろしいでしょうか。今の答弁は、ちょっと放送で聞こえない部分もありましたので」と呼ぶ者あり）では、もう1回答弁させますか。聞こえなかったのだったら、もう1回答弁させましょうか。（「はい、よろしく願います」と呼ぶ者あり）

◎こども家庭課長（石澤 容子） 年度によってばらつきがあったりして、ちょっと流動的な収入を基金として積立てしておりますけれども、もし万が一、今後子育て施策の事業費とかにそれらが活用できない場合は、これまでの財源を取り崩すとか、あるいは一般財源を活用して、これまでの事業を継続して行ってまいりたいと思っております。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第36号令和2年度弘前市一般会計補正予算(第21号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 議案第36号令和2年度弘前市一般会計補正予算(第21号)について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額から1億6356万4000円を減額し、補正後の額を1016億3453万円とするほか、繰越明許費、地方債の補正をしようとするものであります。

繰越明許費の補正は、墓地公園整備事業などに係る追加11件及び新型コロナウイルスワクチン接種事業などに係る変更7件であります。

地方債の補正は、墓地公園整備事業などに係る変更7件であります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、12ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の270万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策経費を減額するものであります。

3目財産管理費の611万3000円の減額は、体表面温度計測機器導入経費を減額するものであります。

7目交通安全対策費は、財源調整であります。

8目コミュニティ施設費の3432万円の減額は、コミュニティ施設冷房設備設置工事を減額するものであります。

9目住民自治振興費は、財源調整であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の540万円の減額は、介護福祉施設等安全対策事業費補助金を減額するものであります。

4目社会福祉施設費の962万3000円の減額は、老人福祉センター冷房設備設置工事を減額するものであります。

13ページの4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の1億6680万円は、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る経費を追加するものであります。

3目環境衛生費の600万円は、墓地公園整備工事を追加するものであります。

5目病院及び診療所費は、財源調整であります。

14ページにかけての6款農林水産業費1項農業費6目農地費の1852万3000円は、県営相馬ダム地区防災ダム事業負担金ほか、県営事業負担金を追加するものであります。

14ページをお開き願います。

2項林業費2目林業振興費の1500万円は、林道湯口線改良工事を追加するものであります。

15ページにかけての7款商工費1項商工費2目商工振興費の8億1695万円の減額は、小規模小売・飲食業等事業継続応援補助金などを減額するものであります。

15ページの3目観光費の2429万円の減額は、宿泊業事業継続支援金などを減額するものであります。

6目観光施設費は、財源調整であります。

2項公園費3目施設管理費の1650万円は、都市公園整備工事を追加するものであります。

4目弘前公園整備費の6930万円は、鷹揚公園整備事業に係る経費を追加するものであります。

16ページをお開き願います。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費の1億2000万円は、道路維持補修工事を追加するものであります。

3目道路新設改良費の2800万円は、常盤野1号線道路改良工事などに係る経費を追加するものであります。

4目橋りょう維持費の1億円は、橋りょう維持補修工事を追加するものであります。

6目地方道改修事業費の1億200万円は、広域環状道路整備工事(蒔苗鳥井野線)などに係る経費を追加するものであります。

7目交通安全施設整備事業費の2000万円は、交通安全施設整備工事などに係る経費を追加するものであります。

17ページの4項都市計画費5目街路改良事業費の7000万円は、住吉山道町線道路整備工事を追加するものであります。

7目交通政策費は、財源調整であります。

9款消防費1項消防費4目災害対策費は、財源調整であります。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費の2840万円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る経費を追加するものであります。

3目学校建設費は、財源調整であります。

18ページをお開き願います。

3項中学校費1目学校管理費の1560万円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る経費を追加するものであります。

3目学校建設費は、財源調整であります。

4項社会教育費3目公民館費の4029万1000円の減額は、地区公民館冷房設備設置工事を減額するものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、7

ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、14款分担金及び負担金、16款国庫支出金、17款県支出金、20款繰入金のうち、弘前公園お城とさくら基金繰入金、23款市債をそれぞれ計上したほか、20款繰入金のうち財政調整基金繰入金9億1354万円の減額をもって、全体予算の調整を図ったものであります。

以上であります。

◎委員長(工藤 光志委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎9番(千葉 浩規委員) 私からは、1点です。

予算書17ページ、18ページの10款2項1目、10款3項1目の学校管理費の需用費、備品購入費についてです。

今説明にありましたとおり、感染防止対策ということですが、7月の補正で学校保健特別対策事業の保健衛生用品分というのもあったかと思うのですが、その7月の補正のときの活用状況についてと、もう一つは今回のこの消耗品及び備品購入、どのような品目になるのか、前回と同じなのか、また別なものになるのか、その量的なものはどうなるのか。その点について答弁をお願いします。

◎学務健康課長(菅野 洋) 今回の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の概要ということですが、まず2次補正で行いました学校保健特別対策事業ですが、これは小学校とか中学校が段階的な学校再開に際して、感染症対策等を徹底しながら児童及び生徒の学習保障をするため、感染予防効果が向上すると言われている給食用の食器、PEN樹脂製の給食用食器購入に2561万1000円、それから感染予防対策のための保健衛生用品に592万7000円、それからの修学旅行等のバス支援とか各市立小中学校の学校予算として

2546万3000円の支出を見込んでおります。

それで、3次補正の予算になりますけれども、国の3次補正予算による感染症対策の場合も、学校教育活動継続支援事業を活用して、市立小中学校が感染症対策をするということでは、内容としては2次補正の場合と同じような内容になっております。

◎23番（越 明男委員） 二つほどお伺いいたします。

12ページ、2款1項1目の感染拡大防止対策事業費の減、コロナ、コロナとずっと右肩上がりの増の中で、減額ということになっておりました。270万円、額的には僅かかかもしれませんけれども、その理由についてちょっと御説明願いたい。

次、二つ目、16ページの8款の土木費、8款2項4目を中心として、頂いた参考資料によりますと、今回の補正では、土木課の担当と思われる事業が七つほどございます。最初に――最初というのか、伺いたいのは、実は議案第20号であえて質疑しなかったのですけれども、先ほど承認いたしました議案第20号では、この事業の七つの部分は事業確定に伴って減額ということで承認したわけです。私の分析でほぼ同額が、また補正の議案第21号で再登場しているわけですよ。この流れ、この理由。ここの参考資料の説明に、国の第3次補正予算によるという説明があるのですが、その影響だと思われるのですが、そこの先ほどの議案第20号の説明となると委員長に僕は叱られますから、どう質問すればいいのかちょっと今悩んでいるのですが、いずれにしても承認した部分、現象的には復活したというのは事実でございますので、ここひとつ説明願いたいということと、あと担当課長、8款2項4目、16ページの橋りょうアセットマネジメント事業追加、これちょっとなじみのない事業なので、この事業の概要といいますか、どういう事業なのかというあたりの説明も併

せてお願いします。

◎新型コロナウイルス感染症対策室長（岩崎 文彦） ただいまの感染症対策の減額についてでございますけれども、この予算につきましては、新型コロナウイルスの実態がまだ分かっていない、あまりよく今ほど分かっていない状況の中で、まず4月に感染症対策を図るための予算として、うちの室のほうに補正予算を計上して、消毒液等の配布を目的として予算補正したものでございます。

配布につきましては、8月と、それから10月に、なかなか消毒液を入手することが困難でもありましたので、2回に分けてまして210の施設に配布を行っております。その後、4月以降の補正の後、各課室のほうでいろいろきめ細やかな感染対策を含めました予算計上をして取り組んでおりますので、この消毒液の配布につきましては一応終了ということで、今回減額するというものでございます。

◎土木課長（花岡 哲） 私のほうから、8款2項4目、16ページの補正予算について御説明いたします。

本補正は、国の第3次補正予算に伴い、道路整備等に関わる経費を追加するものであります。

この第3次補正予算であります。申請に当たり一定の条件がございます。各事業ごとに、令和2年度当初予算に対する国費の内示割れ分と、あと令和3年度の要望額の一部前倒し分を合わせた額を上限とするもので、国の予算成立の1月末に内示がございまして、それに合わせて今回3億7000万円の追加補正をするものでございます。

それと、二つ目のアセットの関係ですけれども、橋りょうアセット事業でありますけれども、現在、平成元年度から10年計画の全体計画で動いておりますけれども、これは以前造った橋りょう490橋ほど市道管理しているものがありますけれ

ども、その部分について点検・調査を行い、そのうちの179橋について10年間で事前の保全のほうから予防保全型ということで長寿命化を図っている事業でございます。

◎23番(越 明男委員) 土木課に関連する部分だけ、再質1点だけ。

私なりにまとめますけれども、実は、あまり経験がないのです。だって、さっき事業確定で閉じたわけですよ。それが同じ年度にまた補正で来たものだから、あれって。こんなことあっていいのかと。あってはならないのでしょうか。あってはならないことだと思うのですよ。これだと、地方自治体で困ってしまうではないですか。生活関連のいろいろな通学路だとか何とかって、せっかく頑張っで見積もっているのに、予算がつかまさんから終わりだと言ったのだから、また同じ年度に復活する。これ、第3次補正の国政レベルの予算通過をどう見るかということと関連がありますから、私は指摘だけにとどめますけれども、私は端的に野党の皆さん、それから地方自治体の皆さんが本当に頑張ったということが言えるのだろうと。ですから、第3次補正の中で、額的には全体から見ると僅かかも分かりませんが、地方自治体の要望にやはり答えざるを得なかったのだという評価をしておりますし、ここは私の指摘だけでとどめます。

最後に1点だけ。課長、そうしますと、我々のほうの市としては、毎年、この決して多くない予算の中で、生活関連の様々な土木課の事業をやる中で、いっぱい積み上げてきたんだって、まだまだ足りない部分がいっぱいあるのだと。やり残したのがあるのだという評価でいいのですか。そして、この事業は、今の時期ですから、実際に行われる事業展開は4月からという、新しい年度からということでもいいのですね。答弁をお願いします。

◎土木課長(花岡 哲) 事業の施工年度でありますけれども、令和3年度の繰越しで事業を考えております。

あと、前倒しというか、事業計画に基づいて計画を組んでおりますので、それに基づいての予算の補正を行っておりますので、順序立ててやっているという考え方です。

あとそれと、先ほど言ったアセットの関係の全体計画ですけれども、平成元年と言いましたけれども、令和元年の誤りでしたので、そこを訂正させていただきます。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

◎委員長(工藤 光志委員) ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時39分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎委員長(工藤 光志委員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第5号令和2年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長(三浦 直美) 議案第5号令和2年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に3億9704万2000円を追加し、補正後の額を199億9901万6000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国9ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、国民健康保険オンライン資格確認等システム改修業務委託料に対する財源の調整をしたものであります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費の1億円の追加は、被保険者が窓口で支払う一部負担金を補填する高額療養費が当初予算を上回る見込みであることによるものであります。

5款1項1目財政調整基金積立金の2億9525万1000円の追加は、一般会計からの法定繰入金基金利子を積み立てるものであります。

国10ページをお開き願います。

7款1項5目償還金の179万1000円の追加は、国庫支出金等精算返還金を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国4ページにお戻り願います。

1款国民健康健康保険料の9131万2000円の減額は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免見込額を追加計上するものであります。

3款国庫支出金の5891万7000円の追加は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免額及び国民健康保険オンライン資格確認等システム改修業務委託料に対する国庫補助金を追加計

上するものであります。

4款県支出金の1億3652万5000円の追加は、歳出の保険給付費に対応する保険給付費等交付金、普通交付金及び新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免額に対する県からの特別交付金を追加計上するものであります。

5款財産収入の2万4000円の追加は、財政調整基金利子を追加計上するものであります。

6款繰入金の2億9288万8000円の追加は、事業費の確定等に伴い、一般会計繰入金に2億9109万7000円を追加計上するとともに、償還金の財源として財政調整基金繰入金に179万1000円を追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長(工藤 光志委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎20番(石田 久委員) まず、国7ページの6款1項1目の繰入金についてなのですけれども、一般会計繰入金2億9109万円の中で、この保険料軽減分追加2376万円、それから保険者支援分追加で2239万円、それから財政安定化支援事業追加2億6348万円ありますけれども、これについて法定内繰入れだと思のですけれども、これがどういふふうな形で増加になったのかお答えしていただきたいと思います。

それと、次のほうのページで、地方単独事業等繰入金の減額1441万円の減になっていますけれども、この主な理由はどうなのか。

それから、国9ページの5款1項1目の財政調整基金の積立てについて。2億9525万円となっていますけれども、令和2年度の基金積立てはどれくらいなのか。これまでの基金と合わせるとどれくらい積立てしているのかお答えしていただきたいと思います。

◎国保年金課長(田中 知巳) ただいまの質問にお答えいたします。

一般会計繰入金の追加についてお答えします。補正する内容は、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の増額です。職員給与費等繰入金の減額、地方単独事業分の繰入金の減額です。

保険料軽減分につきましては、保険料軽減の拡充、低所得者対策として保険料軽減分の拡充が図られておりますので、その分2376万1000円増額して計上してございます。

保険者支援分については保険料の軽減の対象となった一般被保険者について平均保険料の一定割合を一般会計から国保特別会計へ繰入れするものです。保険料軽減分の増加に伴いまして、保険者支援分の増加2239万3000円も併せて増額するものがございます。

2番目の地方単独事業の繰入金についての減額でございます。地方単独事業の繰入金は子供医療費、重度心身障がい者医療費の助成などで、市の単独事業による医療費助成事業で、国庫支出金が減額調整されてございます。この減額調整される分を当初予算8000万円計上しておりましたが、事業実績費確定、6558万5000円となりましたので、差分の1441万5000円を減額しているものです。

次に、基金残高ですけれども、現在基金残高は12億円でございます。今回の補正で約3億円を基金に計上しますので、約15億円の基金残高となります。

◎20番（石田 久委員） 今までになく、この繰入金については法定内繰入れということで、法定外と法定内があるのですけれども、国が認めたということの法定内繰入れなのですけれども、この中で職員の給料の、繰入金だけが減額になって、あとは各保険料の軽減とか、保険者支援分が増えているわけですけれども、これはどうして職員のほうでは減額になったのか、その辺についてお答していただきたいと思います。

それと、地方単独事業の繰入金の減額、子供の医療費、俗に言う、何というのですか、ペナルティーというのですか。そのことなのか、ちょっともう一度確認したいと思うのですけれども。

それから、財政調整基金の積立ては12億円と3億円で、今現在15億円ということで分かりました。では、その他についてお願いいたします。

◎国保年金課長（田中 知巳） 職員給与費等の繰入金の減額についてでございます。

職員給与費等の減額の内容については、オンラインの資格確認等のシステム改修費のほう、413万円の委託料でございます。マイナンバーカードを保険証として使用できるようにするためのシステム改修費のほうで使っているものですが、当初の予算では国から補助対象となることが確定していませんでしたので、一般会計で処理してございました。国から社会保障税番号制度システム整備費補助金として全額交付されることになりましたので、国庫補助金として受入れするようにして、財源調整として繰入金のほうを減額調整してございます。

地方単独事業の繰入金の減額についてでございます。こちらのほう、子供医療費、重度心身障がい者医療費のほうについての減額ですけれども、こちらのほう当初8000万円計上しておりましたけれども、例年、被保険者数の減少に伴って、対象となる方、被保険者、子供、障がい者の方が減少しておりますので、そちらに合わせた形で減額になっております。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第6号令和2年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（三浦 直美） 議案第6号令和2年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から1億2885万8000円を減額し、補正後の額を20億6280万5000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の1億2885万8000円の減額は、青森県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、保険料負担金及び事務費負担金を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後4ページにお戻り願います。

1款後期高齢者医療保険料7725万6000円の減額は、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金に対応する歳入予算を減額するものであります。

3款繰入金の5160万2000円の減額は、一般会計

からの繰入金を減額するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第7号令和2年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第5号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 議案第7号令和2年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

介1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から3億5046万3000円を減額し、補正後の額を190億946万6000円にしようとするものであります。

繰越明許費の設定は、介護保険事務処理システム改修事業に係る経費であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介10、11ページをお開き願います。

2 款 1 項保険給付費の 3 億 5080 万 2000 円の減額は、各目の説明欄記載のサービス給付費、サービス費の増減によるものであります。

介 11 ページの 3 款 1 項地域支援事業費は、財源調整であります。

4 款 1 項基金積立金の 4,000 円の追加は、運用利子の確定見込みに伴い、追加するものであります。

介 12 ページをお開き願います。

6 款 1 項償還金及び還付加算金の 33 万 5000 円の追加は、第 1 号被保険者保険料還付金の増額によるものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介 5 ページにお戻り願います。

1 款保険料の 1 億 4703 万 4000 円の減額は、第 1 号被保険者の介護保険料を減額するものであります。

3 款国庫支出金の 2700 万円の減額及び 4 款支払基金交付金の 9471 万 6000 円の減額並びに 5 款県支出金の 3786 万 6000 円の減額は、いずれも歳出の保険給付費の減額に伴うものであります。

6 款財産収入の 4,000 円の追加は、介護保険財政調整基金に係る利子を追加計上するものであります。

7 款繰入金の 4385 万 1000 円の減額は、歳出の保険給付費の減額等に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎20番（石田 久委員） 介護の10ページで、2 款 1 項 1 目の保険給付費について質疑したいと思います。

この中で、居宅介護サービスと地域密着型介護サービス給付の減額が、この二つ合わせても約 5 億 5000 万円減額になっていきますけれども、これに

ついて主にどういうところが減額になっているのか。多分、ショートステイとかだと思えるのですが、この二つのところの主な原因についてお答していただきたいと思えます。

◎介護福祉課長（工藤 繁志） 主な減となったサービスということだと思いますけれども、減額になったのが一番大きいのが通所介護、いわゆるデイサービスです。これが 3 億 9500 万円減となっております。次に、看護小規模多機能型事業所が 1 億 6500 万円。これが計画に比べて、予算に比べて減ということになっております。

◎20番（石田 久委員） 今の答弁でいきますと、デイサービスと多機能という形で減額ということなのだと思いますけれども、やはり介護事業所のところがデイサービスなんかはかなりやっているのですけれども、これが、主な特徴でいいのですけれども、3 億 9000 万円もこのデイサービスが減額になったということで、例えばそういう主な利用者は、今までは週 3 回ぐらいデイサービスに行ったのが 1 回になるとか、あるいはやはりコロナの影響でなかなか行きづらいというものもあったりして、その辺についてはどういうふうにつかんでいるのでしょうか。

◎介護福祉課長（工藤 繁志） サービスの減少の理由ということでございますけれども、市としては、アンケートとかはやってございませんのはっきりした理由は不明ですけれども、コロナウイルス感染症の影響による利用控えも多少あるかと思えますけれども、市が今まで長年やってきた介護予防とかの取組の効果もあると思えます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第8号令和2年度弘前市水道事業会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第8号令和2年度弘前市水道事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定見込みによる所要額等の補正をしようとするものであります。

水1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、給水戸数などの実績見込みにより、改めようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出のうち、収入では、一般会計補助金の減額により239万3000円を減額し、収入の合計を42億4911万9000円に改め、支出では、有形固定資産減価償却費などの追加により2614万6000円を追加し、支出の合計を39億5944万4000円に改めようとするものであります。

水2ページを御覧願います。

第4条資本的収入及び支出のうち、収入では、一般会計負担金などの追加により1036万8000円を追加し、収入の合計を16億7031万3000円に改め、支出では、企業債償還金の追加により63万6000円

を追加し、支出の合計を29億7174万1000円に改めようとするものであります。これによる資本的収入及び支出の収支不足額については、補填財源である損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第5条は債務負担行為を追加しようとするものであります。

水3ページを御覧願います。

第6条は他会計からの補助金の額を改めようとするものであります。

そのほか、水4ページから水15ページにかけては、実施計画などを添付してございますので御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第9号令和2年度弘前市下水道事業会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第9号令和2年度弘前市下水道事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定見込みによる所要額等の補正をしようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、排水処理件数などの実績見込みや主要な建設改良事業の事業費の確定見込みにより、それぞれ改めようとするものであります。

下1ページから下2ページにかけての第3条収益的収入及び支出のうち、収入では、一般会計補助金の減額により1000万円を減額し、収入の合計を56億6476万9000円に改め、支出では、有形固定資産減価償却費の追加により841万5000円を追加し、支出の合計を54億6305万9000円に改めようとするものであります。

第4条資本的収入及び支出のうち、収入では、国庫補助金などの追加により3870万円を追加し、収入の合計を20億6908万6000円に改め、支出では、委託料及び工事請負費などの追加により4340万4000円を追加し、支出の合計を44億3366万8000円に改めようとするものであります。これによる資本的収入及び支出の収支不足額については、補填財源である損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

下3ページを御覧願います。

第5条は、債務負担行為を追加しようとするものであります。

第6条企業債は起債の限度額を、第7条は他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであります。

そのほか、下4ページから下16ページにかけては、実施計画などを添付してございますので御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第10号令和2年度弘前市病院事業会計補正予算(第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎市立病院事務局長（澤田 哲也） 議案第10号令和2年度弘前市病院事業会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定見込みによる所要額等の補正をしようとするものであります。

病1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、年間患者数などの実績見込みにより改めようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出のうち、収入では、入院収益、外来収益などの減額と資金不足補填に係る一般会計繰入金10億円の追加などにより8億9810万1000円増額し、収入の合計を34億9053万

5000円に改め、支出では、修繕料などの経費の減額などにより2590万1000円減額し、支出の合計を33億770万7000円に改めようとするものであります。

病2ページを御覧願います。

第4条他会計からの補助金は、一般会計からこの会計補助を受ける金額に、弘前市医療従事者宿泊事業費補助金を258万6000円追加しようとするものであります。

そのほか、病3ページから病11ページにかけては、実施計画などを添付しておりますので御参照くださるようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎9番（千葉 浩規委員） 一つ聞きたいのですが、3ページです。補助金のところでですけども、青森県新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業費補助金追加と書いているのですけれども、これどういう事業なのでしょうか。

◎市立病院総務課長（堀子 義人） 新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業費補助金でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の患者が万が一発生した場合に、入院できるための病床を確保するための補助ということで、これにつきましては12月にも一旦補正させていただきましたが、今回追加で補正させていただくものでございます。

◎9番（千葉 浩規委員） ちょっと私、耳が遠くて、最後のほうがよく聞き取れなかったのですけれども……。

◎委員長（工藤 光志委員） もう1回答弁させます。

◎市立病院総務課長（堀子 義人） 大変失礼いたしました。

コロナウイルス感染症の疑いまたは感染症の患

者が発生した場合に入院できる病床を確保するための補助金でございます。これにつきましては、12月に1回補正で計上させていただいておりましたけれども、今回下半期分ということで追加で提案させていただいたものでございます。

◎9番（千葉 浩規委員） そうすれば、入院患者があったということなののでしょうか。実際、補助金ということであれば。

◎市立病院総務課長（堀子 義人） これは、あくまで病床を確保した場合に受けられる補助でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） これより、令和3年度一般会計及び各特別会計並びに各企業会計予算の審査に入りますが、ここで、委員長より委員各位に申し上げます。

予算審査に当たり、17名の委員から、議会運営申し合わせに基づく質疑通告がありました。審査

の方法については、一般会計歳出は款ごとに、一般会計歳入は一括とし、その他会計は会計ごとの審査区分に分けて質疑に入ります。

質疑は、審査区分ごとの会派順送りで行うこととし、事前に質疑通告をされた委員から質疑に入ります。

また、質疑通告をしていない委員の質疑は、通告者全員の質疑終了後に、改めて審査区分ごとの会派順送りで行います。

次に、無所属議員は、会派による質疑終了後に質疑をお願いいたします。

なお、質疑通告者のいない款及び各会計の質疑は、会派順送りではなく、一括して挙手の順で行いますので御了承願います。

以上でありますので、御協力方よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第11号令和3年度弘前市一般会計予算を審査に供します。

まず、一般会計歳出のうち1款議会費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎**議会事務局長（高橋 晋二）** それでは、御説明申し上げます。1款議会費について御説明申し上げます。

48ページをお開き願います。

1項1目議会費は、議会運営に伴う諸経費を計上したものでありまして、4億2138万円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

1節から4節までは、議員及び事務局職員の人件費を計上したものであります。8節旅費は1722万円で、本会議出席や一般行政視察などの議員等に係る費用弁償と職員に係る普通旅費を計上したものであります。10節需用費は796万7000円で、会議録及び議会広報誌などの印刷製本費等を計上したものであります。12節委託料は497万5000円で、議会映像配信・会議録検索システム保守等業

務委託料等を計上したものであります。13節使用料及び賃借料は462万4000円で、タブレット端末のレンタル料や会議システム利用料等を計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は1686万8000円で、全国市議会議長会負担金等のほか、政務活動費交付金を計上したものであります。

以上であります。

◎**委員長（工藤 光志委員）** 本款に対しては、質疑通告がありません。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（工藤 光志委員）** 質疑なしと認め、これをもって、1款議会費に対する質疑を終結いたします。

◎**委員長（工藤 光志委員）** 次に、2款総務費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎**財務部長（須郷 雅憲）** 2款総務費の予算について御説明申し上げます。

49ページから51ページの1項総務管理費1目一般管理費は20億2732万9000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は1億6071万9000円で、街灯LED化エスコ事業業務委託料などを計上したものであります。13節使用料及び賃借料は3億5263万1000円で、共同クラウドシステム利用料などを計上したものであります。

51ページから53ページの2目広聴広報費は1億5212万9000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

10節需用費は2634万8000円で、広報ひろさきの印刷費などを計上したものであります。12節委託料は2676万6000円で、広報誌配送業務委託料などを計上したものであります。

53ページから54ページの3目財産管理費は4億6966万4000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は1億8416万7000円で、庁舎管理に必要な清掃、警備業務に係る経費などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は4322万4000円で、弘前駅前地区再開発ビル維持管理負担金などを計上したものであります。

54ページから57ページの4目企画費は5億7911万1000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は3億9262万5000円で、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は4089万8000円で、津軽広域連合総務費負担金などを計上したものであります。

57ページから58ページの5目支所及び出張所費は、岩木総合支所、相馬総合支所及び6出張所に係る管理経費で5億2240万3000円となっております。

以下、節の主なものを申し上げます。

12節委託料は3765万4000円で、岩木庁舎などの管理に必要な清掃、警備業務に係る経費などを計上したものであります。

58ページから59ページの6目車両管理費は、公用車に係る管理経費で9272万6000円となっております。

59ページから60ページの7目交通安全対策費は4242万5000円となっております。

60ページから61ページの8目コミュニティ施設費は、交流センター等の管理に係る経費で1億4462万9000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

10節需用費は3309万5000円で、各施設の光熱水費及び燃料費などを計上したものであります。12節委託料は1億248万7000円で、各施設の指定管理料などを計上したものであります。

61ページから62ページの9目住民自治振興費

は、市民参加型まちづくり1%システム支援事業に関する経費のほか、町会等の支援に関する経費などを計上したもので2億4380万4000円となっております。

以下、節の主なものを申し上げます。

18節負担金、補助及び交付金は9223万6000円で、町会事務費交付金などを計上したものであります。

62ページの10目地籍調査費は、国土調査法に基づく地籍調査に係る経費で5642万8000円となっております。

62ページから63ページの11目地方創生推進費は、国の地方創生推進交付金に係る事業を計上したもので1億1200万5000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は3815万1000円で、りんご産業イノベーション推進事業業務委託料などを計上したものであります。18節負担金、補助及び交付金は5391万円で、ライフ・イノベーション推進事業費補助金などを計上したものであります。

63ページの12目諸費は、市税還付金などに係る経費で6030万円となっております。

64ページから65ページの2項徴税費1目課税費は、市税の賦課事務に係る経費で4億320万2000円となっております。

65ページから66ページの2目徴収費は、市税の徴収事務に係る経費で2億5435万2000円となっております。

66ページから67ページの3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費は、市民課職員に係る人件費のほか、戸籍住民基本台帳事務に係る経費で4億8003万1000円となっております。

以下、各節ごとに主なものを申し上げます。

12節委託料は1億91万6000円で、市民課窓口業務等業務委託料などを計上したものであります。

18節負担金、補助及び交付金は8820万4000円で、

個人番号カード交付事業費交付金などを計上した
ものであります。

67ページから68ページの4項選挙費1目選挙管
理委員会費は4346万9000円となっております。

68ページの2目選挙啓発費は34万1000円となっ
ております。

68ページから69ページの3目衆議院議員選挙費
は8557万3000円となっております。

69ページから70ページの4目弘前市長選挙及び
弘前市議会議員補欠選挙費は1890万円となってお
ります。

70ページの5項統計調査費1目統計調査総務費
は、統計業務に係る職員の人件費と市統計調査員
の報酬などに係る経費で914万4000円となってお
ります。

70ページから71ページの2目委託統計調査費
は、令和3年経済センサス活動調査などの委託統
計調査に係る経費で1032万5000円となっております。

71ページから72ページの6項監査委員費は6045
万6000円となっております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきまして
は、14名の質疑通告がございます。順次、会派を
指名いたします。

まず、木揚公明。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 予算書の57ペー
ジ、2款1項5目12節の委託料、概要の21ページ
ですが、これを見ると1625岩木の魅力推進事業と
いうことで、その中で桜並木植栽業務及び看板撤
去委託料とあります。この事業概要についてお知
らせください。

◎岩木総合支所総務課長補佐（佐藤 和明） 桜
並木植栽業務及び看板撤去業務委託料は、令和2
年度限りで岩木地区が特定非営利活動法人日本で
最も美しい村連合を退会するため、平成28年度の

連合加盟を契機に実施してきた日本で最も美しい
村づくり推進事業に代わるものとして、令和3年
度からの1625岩木の魅力推進事業の取組の一部で
ございます。

まずは、桜並木植栽業務委託料99万円の概要で
ございますが、岩木山麓周辺に植栽された桜並木
は総延長20キロメートル、6,500本の規模でした
が、冬期間の雪害等による枝折れ、雪解け水によ
る根腐れ、病害虫などにより、現在は5,000本弱
にまで減少しているため、地区住民から植栽者を
募り、オオヤマザクラ15本を植栽しようとするも
ので、苗木の購入から植栽前の準備、植栽後の支
柱の設置など、植栽に関する業務全般について専
門業者に委託するものでございます。

また、植栽場所につきましては、雪害等の状況
を確認し、地元町会からの要望を踏まえて決定し
たいと考えております。

次に、看板撤去業務委託料29万7000円の概要に
つきましては、日本で最も美しい村連合に加盟し
た際に看板3基を設置しておりますが、退会によ
り、日本で最も美しい村の名称とロゴマークが使
用できなくなるため、撤去する業務を委託するも
のでございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） ただいまの説明
によりますと、特定非営利活動法人、今年度で終
わります日本で最も美しい村連合をやめると、退
会すると。そのために、看板3基ですか、撤去す
るということは理解できますけれども、今後のP
R用看板として、今ある3基の看板を再利用する
とかの検討はしなかったのですか。お伺いしま
す。

◎岩木総合支所総務課長補佐（佐藤 和明） お
答えします。

既存看板の表示部分をリニューアルしての再利
用も検討しましたが、そのための経費に加え、今
後老朽化により維持管理にも経費がかかると見込

まれることから、退会を機に撤去することとしたのでございます。

◎17番(鶴ヶ谷 慶市委員) 1,625は岩木山の標高と同じ数字なのですけれども、この岩木の魅力推進事業として、ただいま答弁をいただいた委託料のほかに実施する取組がありましたら、その内容をお聞かせください。

◎岩木総合支所総務課長補佐(佐藤 和明) ほかに実施する取組でございますが、岩木地区PR事業として、岩木地区をPRするため、フォトコンテストで賞を授与するもの、岩木の魅力体験プログラム構築事業として、岩木地区の魅力ある地域資源や地区内に在住または地区内を活動の場とする事業者や団体が現在行っている体験や施設利用などのメニューを組み合わせるなどして、岩木地区の魅力を体験できるプログラムを構築するもの、お山参詣住民参加推進事業として岩木地区の文化を地区住民が自ら継承するため、レッズウォークお山参詣への参加を地区町会連合会を通して各町会へ呼びかけるもの、美化活動住民参加推進事業として岩木地区の魅力ある自然や景観などの地域資源を地区住民の自主的な活動によって守るため、地区内で行われる美化活動への参加を地区町会連合会を通して各町会へ呼びかけるもの、以上の事業のほかに地区町会連合会や岩木山観光協会など14団体で組織する協議会の運営に取り組むこととしております。

◎17番(鶴ヶ谷 慶市委員) ありがとうございます。

続いて62ページ、2款1項9目18節の補助及び交付金についてお伺いします。

本年度、令和2年度は、1億236万4000円です。次年度の予算に9223万6000円と、約1000万円ぐらゐの減なのですけれども、その減額理由をお知らせください。これ前年度を見れば、町会集会所設置事業等の補助金の減だと思えますけれど

も、御説明をお願いします。

◎市民協働課長補佐(村田 善彦) 委員がおっしゃったとおり、町会集会所設置事業補助金でございますが、この補助金につきましては、前年度に各町会からの要望を受けて予算計上していることから、町会からの要望数や改修内容により、年度で増減しているものでございます。令和2年度は9件分1162万2000円を計上しておりましたが、令和3年度は5件分291万2000円を計上していることから、871万円の減額となっております。

◎17番(鶴ヶ谷 慶市委員) ちなみに、その町会集会所等の設置の補助率は何%か教えてください。

◎市民協働課長補佐(村田 善彦) 補助率は、工事費や取得費の2分の1以内で、限度額は町会の世帯数に応じて延べ面積の上限を設けておまして、1坪当たり35万円を上限としております。

◎11番(外崎 勝康委員) まず最初に、2款1項4目、55ページ、いいかも!!弘前応援事業、概要の21ページです。初めに、今までの成果と課題についてお聞かせください。

◎広聴広報課長補佐(吉崎 拓美) お答えいたします。

まず、令和2年度における成果と課題ということでございます。まず、令和2年度に行った取組の内容について申し上げますけれども、まず1点目といたしまして、ふるさと納税返礼品の発送等の業務委託につきましては、令和2年8月に公募型プロポーザルを実施いたしまして、委託業者を新たに選定したところでございます。現在、この委託業者の企画提案を基に、新規返礼品の積極的な開拓、あるいはコールセンターの機能強化を図るということで、ふるさと納税業務の効率化と寄附者のサービスの向上につながっているというものでございます。

あと2点目ですけれども、寄附をインターネッ

トから申込みできるポータルサイトというものがございまして、こちらのほうですが、令和2年11月から、これまでのふるさとチョイスというサイト一つに加えて、楽天ふるさと納税、それとふるなびという二つのサイトを増設いたしました。寄附者の利便性の向上を図ったとともに、実際のところ寄附のほうも順調に伸びてきたというところがございます。

あと三つ目につきまして、寄附額の単位設定についてでございます。これまでは1万円刻みで寄附額の単位設定をしておりましたけれども、令和2年10月から1,000円単位の設定に改めてございます。このことで、寄附金額の3割をめどに設定していた返礼品について、協力事業者が幅広く返礼品を提供できるようになったと。そのほか、寄附者も寄附額が細分化されたということで、寄附の範囲が広がって、より寄附しやすくなったということで、このことから寄附の件数あるいは寄附金額の伸びにつながった、そういう効果があったと考えております。

それから課題ということでございますけれども、やはり寄附金、寄附件数の増加に伴いまして、寄附に関する相談、あるいは返礼品に対する苦情等がちょっと増えてきている傾向にございます。その対応に係る業務等も増えてきているというのが課題の一つとして捉えております。

◎11番(外崎 勝康委員) 簡単に、令和2年の予算と収入、また令和3年の、今回の予算額と目標として収入額をお知らせください。

◎広聴広報課長補佐(吉崎 拓美) 令和2年度のまず収入額と予算額についてでございます。令和3年度の収入額でございますけれども……令和2年度、2年度です。3億2200万円でございます。一方、令和3年度の収入額については、7億4784万5000円となっております。一方、支出額でございます。令和2年度が1億7705万2000円、令

和3年度が4億768万6000万円となっております。

◎11番(外崎 勝康委員) 分かりました。この収入の額に関しては、令和3年度が約4億円に対して7億4000万円というような、今、そういうふうな計画になっているのですけれども、それに対してはこれ十分に、この数字というのは妥当性のある数字だというふうに思っているのでしょうか。

◎広聴広報課長補佐(吉崎 拓美) 令和3年度の寄附金額に対する支出の妥当性といえますか、そちらのほうについてお答えいたします。

国が定める基準というのがございまして、ふるさと納税の募集に係る経費については、寄附金額の50%以下に下さいということが基準として設けられてございます。そのほか、募集に係る経費以外のその他の経費としては、寄附受領証明書の送付であるとか、お礼状の送付に係る経費もございます。そちらのほうを足して、単純に……算出の、積算についての妥当性ということですが、昨年度の、昨年度といえますか、令和2年度の寄附実績をベースに積算してございますので、妥当な積算かと思っております。

◎11番(外崎 勝康委員) ちょっとよく分からないので。それでは、今回の3年度の特徴と何が一番違うのか、簡潔にお願いします。

◎広聴広報課長補佐(吉崎 拓美) 令和3年度、何に力を入れていくかということでございます。

令和3年度におきましても、市といたしましては、ふるさと納税制度をシティプロモーションの一つの手段として捉えております。全国の皆さんに当市の魅力を感じてもらいながら、弘前ファンになっていただくことを第一に考えて、寄附件数並びに寄附額の増加に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

そのためにも、今後につきましても、弘前市の魅力や特産品をPRするための返礼品の追加とか見直しについて、委託業者とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

また、令和2年度の、昨年の11月から三つになつたポータルサイトにつきましては、引き続き利用をしていながら、その中で返礼品の特集ページを組んだりとか、それぞれのサイトの特性を生かした運用を図りながら進めてまいりたいと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） すいません、聞いたことだけお答えいただければと思います。

それで、次に弘前市の、今お話があったように、魅力がたくさんあるということなので、今回、令和3年度、2年度から3年度に比べて約2倍以上の予算を使って、より魅力を発信しようというふうな取組をしております。

そこで、さらに弘前市の魅力を考えて場合、もっともっと可能性があると思うのです。そこで、中期計画に関してどのように考えているのかお願いします。

◎委員長（工藤 光志） 要領よく簡潔に答弁してください。

◎広聴広報課長補佐（吉崎 拓美） 目標額につきましては、過度な寄附集めにつながらないように、大幅な寄附金額の増額目標は定めておりませんが、前年度の寄附額の実績ベースを目標額に設定しているところでございます。ただ、これまでの取組によりまして、寄附件数や寄附金額も増加していますので、事業の効果も高まっているということから、今回、市の総合計画の改定において、新たにふるさと納税寄附金の推進事業をシティプロモーションの施策に位置づけまして、計画的に実施することとしております。

◎11番（外崎 勝康委員） 私、中期計画ということでお聞きしております。具体的に、やはり

数字が中期計画として必要だと思うのです。だから、その数字に対してやはり具体的な政策ができていくと思うのです。ですから、その辺の具体的な数字をベースにした中期計画を今お聞きしておりました。

◎広聴広報課長（土岐 康之） 今の数字目標を持って取り組むべきではないかということのお話かと思えます。

ふるさと納税につきましては、今年度ポータルサイトの増設と中間事業者というものを入れ替えて取り組んだ結果として、たまたま——たまたまと使っては駄目ですけども、大幅な増加につながったのですけれども、もう全国の自治体の競争になってます。ちょっとそういう形で、皆さんの御厚意で頂く寄附金に関して、目標を高く持って集めるのだという形は、弘前市のシティプロモーションというか市の姿勢としても、そこは慎重にちょっと考えるべきかなと思っておりますので、あくまでも今年度、現年度の結果を、課題を整理して、次に成果につなげていくという形で進めていきたいと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） 冒頭から、何度も話が、先ほどありました。要は、このふるさと納税寄附金の魅力というのは、その弘前市の魅力度を多くの方に知っていただいて、その魅力に対しての寄附なのです。強引に集めるのではないのです。弘前はいいなと。だから今回のこの計画書に、いいかも！！弘前応援事業と書いてあるではないですか、ちゃんと。だから、そういう意味では、弘前の魅力がまだまだたくさんあると思うのです。

ですから、その魅力をいかにしっかり発掘して、いかに多くの方に訴えていくか、その事業だと思うのです。

ですから、そのことをしっかり調整しなければ、この事業の意味はないですよ。この事業の本

当の意味を課長自身がちゃんと理解してやらないと、私は厳しいと思います。ですから、今、中期計画という話をしたのは、そういう意味でお話をさせていただきましたので、どうかそこは御理解いただければと思います。

私は、まだまだこのふるさと納税自体が弘前市の魅力を考えた場合には、もう10億円、20億円という寄附金が十分集まってくるのだらうというふうな思いでおりますので、今回、そういう思いで質問させていただきました。何とか御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。2款3項1目、67ページ、個人番号カード交付事業ということで質問したい。まず最初に、現状の交付率と課題についてお聞きします。

◎市民課長（蒔苗 元） それでは、令和3年2月末でのマイナンバーカードの普及状況につきましてお答えいたします。

全国の交付率が26.2%、青森県が21.9%、当市は22.8%となっており、県内10市中7位という状況となっております。

なお、参考までに昨年と比較しますと、令和元年度の交付率が14.1%でしたので8.7ポイント上昇していると。また、交付枚数は、令和元年度が2万4270枚に対して現在は3万8726枚と、1万4456枚の増加となっております。

続きまして、課題ということにつきましてですが、マイナンバーカードの交付率が高い自治体の事例としましては、マイナンバーカードの所有者を対象とした商品券の配付による消費喚起策やマイナンバーカードとスマートフォンをひもづけて、行政手続の電子申請を可能にするなど、持たせることでカードにメリットを持たせることの取組が見受けられます。市といたしましては、こうした事例を参考に、カードを活用した市民サービスの向上を図ることが必要と考えておりま

す。

◎11番（外崎 勝康委員） それでは、3年度を取組内容の特に力を入れる内容を教えていただきたいと思います。

◎市民課長（蒔苗 元） 3年度を取組、目標ということでございますけれども、国では令和4年度までにほぼ全国民に行き渡らせることとしておりまして、市といたしましては、少しでもその目標に向きまして、引き続きマイナンバーカードの普及促進対策室を設置しまして、職員が現場に向いてカードの申請を行う出張申請受付を中心に普及促進活動に取り組んでまいりたいと考えてございます。

◎11番（外崎 勝康委員） 最近、県内でも多くの自治体が今実現しておりますコンビニ申請に関して、弘前市の計画を伺います。

◎市民課長（蒔苗 元） コンビニ申請は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで住民票の写しや税証明などを交付する取組で、当市におきましても制度の当初から導入の検討を行ってまいりました。これまで導入に至らない理由としましては、やはりマイナンバーカードの普及状況、このほか当市における証明書の交付の体制、いわゆる市民課、岩木・相馬総合支所、駅前城東分室など、導入に係る費用対効果などの面を総合的に判断してこれまで至ってないのですけれども、引き続き検討してまいりたいと思っております。

◎11番（外崎 勝康委員） 弘前市は学徒のまちでもあります。そういう意味では、住民票の異動をしっかりとってもらうためにも、やはりこういったコンビニ申請とか明確なサービスをすることによって、そういう住民異動もしっかりしてもらうという意味もあると思うのです。そういう意味では、行政としてもいろいろなメリットというのが、このコンビニ申請は、ただ便利だけでは

なくて、やはりこの弘前市に住んでいる学生とか、その人たちにも物すごくいろいろな意味でのメリットがあると思うのです。だから、そういう意味でも、このコンビニ申請というのも各自治体でやっているの、弘前市も絶対対応しなければ駄目な事業だと思うのです。そういう意味で、いつかやるのではなくて、本当に来年度にでも、ぜひとも、これは実現しなければ駄目な事業だと思うのです。ですから、その辺をもう一度御答弁いただければと思います。ちょっと部長、お願いいたします。

◎市民生活部長（森岡 欽吾） コンビニ交付につきましては、昨今の国のデジタル化の動きの中で、より現実的な課題になってきていると感じております。国のほうでは、令和4年度末までにマイナンバーカードをほぼ全ての国民に行き渡らせるということを目指している中で、仮にそのような状況が実現され、当市においても令和4年度末にほぼ全ての市民の方にマイナンバーカードが配付されているという状況になれば、当然コンビニ交付も実施されるべきものだと考えております。そういった思いで、新年度におきましても、普及率、そして国の動きを見ながら、しっかりと検討させていただきたいと思っております。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。今質問しませんけれども、やはり期間と金額というものは、これをやる場合にどの程度の期間がかかるか、どの程度の金額がかかるか。私、前に、六、七年前ぐらいかな、一般質問で聞いたときに1回そういう金額が出ていましたけれども、今また変わっていると思います。その計算のベースとなるようなデータはきちんとそろえていただくことをお願いしたいと思います。

それでは次に、2款5項1目弘前市民調査アンケート事業についてお聞きしたいと思います。これ、まず何年前から行っているのか。そしてま

た、このデータはどのように分析されているのか、この2点、最初にお聞きしたいと思います。

◎広聴広報課長（土岐 康之） ただいまの弘前市民意識アンケート、いつから始められたものかというところですが、平成23年度から今のような形で市民評価アンケートというものが始まりまして、平成26年度からは地域経営アンケート、平成31年度から今の名前の市民意識アンケートということで実施されております。

活用と分析ですが、こちらは市の施策を進めるに当たっての基礎資料として、各課で設問を設定して、結果を施策の検討に用いております。

◎11番（外崎 勝康委員） それで、具体的な施策、どういったことに使われたのかお知らせください。

◎広聴広報課長（土岐 康之） 具体的な施策ということですが、施策と、こちらは市民意識アンケートを統括的に進めているところですが、各結果につきましては、各施策担当部署で総合計画の資料とかに位置づけて、それを参考に総合計画の中で進めております。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。その辺は、ちゃんと調べてくださいということだと思います。

それで、今回のこのアンケート事業、平成23年からずっとやってきたと思いますが、いろいろ時代も変わってきています。そういう意味で、今後新たな取組計画等ありましたらお知らせください。

◎広聴広報課長（土岐 康之） 今後の取組というところですが、今後につきましては、庁内の各分野の施策において参考になる設問を設定してやるということで、毎年度各部署に、庁内に質問項目について照会をかけております。そちらに基づいて設問を設定して、市民に、同じような

形で推移を見るためにも、形は基本的には同じ形で、人数で取り組んでいきますけれども、より回答しやすいようにとか、そういう形では検討して進めていきたいと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） このアンケート調査、意外とマンパワーを使った調査ということで、結構、何と申しますか、非常に苦勞が多くて、やはり集計しても、今先ほど聞いたけれども、分析もなかなか内容自体がちょっと満足できないような分析になるのかなという感じが正直いって思っております。

それで、私が思っているのは、最近ネットを活用したアンケートというのをよくやられております。ネットを活用した、それは即データ化されていくし、集計も簡単だろうし、また分析も簡単です。さらにまた、それはLINEを活用したりとかして、そのアクセスポイントを広く多くの方にやはり協力していただけるということもあって、かなり労少なくしていろいろなデータが集まると。そういう意味では、今弘前市がやっているような膨大なアンケートではないと思うのです。もうちょっと簡単なアンケートになっていくと思うのですが、そういったことをしっかりやる中で、さらにそういう分析をする専門的な業者もおります。事業者もあります。その方から、まずは専門的な方がいろいろなデータをかき集めてさらに大きな分析、弘前が分からなかったような新たな弘前市の魅力なり課題なりをもっともっと、そういう意味では、何と申しますか、発見してくれる部分もあると思うので、ぜひともこういった時代に即応したアンケートというものをぜひ挑戦していただきたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

◎広聴広報課長（土岐 康之） ただいまお話しいただきまして、ネットを活用したまづ調査ということで、確かにネットで同じような調査が、市

民全般の調査ができますと、とても効率的にその結果も分析しやすいような形にはなると考えております。しかし、現状では、この市民意識アンケートの形であれば、性別、年齢、職業、家族構成とか無作為に抽出して、ある程度均等にばらばらに、地域も含めて一斉に調査する必要があります。令和2年、今年度、国勢調査を実施しましたけれども、国勢調査でのインターネットの回答率、当市では36.2%でございました。思ったより低い結果に終わっています。なかなかネットを通して、市民全般に調査をするという環境はまだ整っていないと思いますので、こちら調査の方法、対象も検討しながら進める必要があるかと思っております。

◎11番（外崎 勝康委員） やり方はいろいろあると思うのです。例えば、いつも私、一般質問でちょっとあれしたのですが、弘前市の職員は20代から50代、60代までいます。その方がきちんとある程度LINEとか活用して、アクセスポイントをしっかり情報を、やはり友人等にやるだけでも、弘前市の職員を中心にやっただけでも、かなり広範囲の方に、年齢層も広くアンケートできると思うのです。ですから、私はこういうことを1回ちょっと挑戦してほしいなという思いでお話ししておりますので、ぜひともそういうふうな身内からしっかり協力してもらいながら、新たなその弘前の魅力なり課題なりをぜひとも発見していく取組を、やはりチャレンジしてほしいなという思いでお話ししましたので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

◎16番（小田桐 慶二委員） 私からは、三つの項目について質疑いたします。

まず、予算書50ページ、2款1項1目14節の工事請負費、防犯カメラ整備工事についてお伺いいたします。

これについては、概要の16ページに拡充という

ことで掲載されております。この防犯カメラ設置については、たしか何年か前に弘前大学周辺に既に設置をされているというふうに記憶しております。さらに、新たに今回は東地区にということだと思のですが、まずはこれまで設置されていた運用状況、そしてそこから出てきた総括、それを踏まえて、今回も新たに東地区ということになったのでしょうか、これまでとの改善点等がありましたら、まずお知らせください。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 防犯カメラ整備管理事業についてお答えいたします。

市では、平成26年度に弘前大学周辺へ20基の防犯カメラを設置してございます。設置後は、維持管理としてカメラの作動状況の確認及び不具合の修繕を行うほか、警察からの照会に対しましては画像提供を行っておりまして、その数は年間約13件程度となっております。

続いて、成果、効果といたしましては、弘前警察署によりますと、設置後、弘前大学周辺における窃盗や性的犯罪、前兆事案の認知件数は減少傾向にあるとのこととあります。弘前市内全体の犯罪発生認知件数も減少していることから、防犯カメラの設置が犯罪抑止につながっているものと考えております。

次に、どういうふうに生かしていくかということですが、警察署によりますと、この効果というところ、件数は市全体では公表はしているのですが、数値的な検証がなされていない状況にあります。ですので、東地区の防犯カメラにつきましては、弘前警察署の協力を得て、この数値的な検証もしたいと考えております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 画像提供も13件ほどなされたということで、全体的には設置した周辺地域では、犯罪が減少傾向にあるという評価だったということですね。

それでは、今回、この東地区を選定したということでもありますけれども、この東地区を選択した選択基準といいますか、それと何台設置するのか、あるいはその設置する場合の箇所について、地元地域との意見交換等、様々その連携の状況をお知らせください。

◎市民協働課長（高谷 由美子） まず、東地区を選んだ理由といたしましては、弘前駅城東口や長四郎公園、城東公園など、東地区内において子供への声かけや街頭犯罪等の発生が報告される中、東小学校のコミュニティ・スクールの中で出された防犯カメラの設置への意見を受けまして、東地区町会連合会から市へ設置要望が寄せられたものでございます。弘前警察署に相談いたしましたところ、東地区は市内での犯罪発生件数の割合が高い地域であることから、防犯カメラの設置効果が見込まれること、また設置に当たっては、住民の理解を得るために、ワークショップや現地調査などを実施することについて、東地区連合会や学校から協力の了承を得られたことから、東地区での事業実施となったものでございます。

何か所に設置するのかということですが、今回は12基を予定してございます。

あと、設置に当たっての地域との連携の状況ということですが、防犯カメラの設置検討に当たりましては、東地区町会連合会、東小学校、東小学校PTA、弘前警察署城東交番の協力を得まして、共同で進めてまいりました。具体的に申し上げますと、令和2年5月に事業周知の住民へのチラシを配布したほか、6月にはアンケート調査、7月から8月にかけてはワークショップを2回、現地調査を1回実施し、ワークショップ、現地調査には地域の方を含め、各回50の方に協力いただいたところでございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 分かりました。

それでは、この項目についての最後の質疑にな

りますが、弘大設置のときにも私は多分聞いているかと思うのですが、要はこの監視カメラの映像の取扱いです。様々な映像が入手できるわけですので、そのプライバシーの保護、あるいは記録された映像の保護の、いわゆる責任の所在といたしますか、誰が管理をして、一定程度記録されるものかとは思うのですが、その管理を誰がやるのか、そして設置した後の市側の行政のこの関わり方はどう関わっていくのか、お伺いします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 映像の管理についてお答えいたします。

防犯カメラの設置や運用につきましては、弘前市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づいて運用してございます。要綱では、防犯カメラの管理責任者を課長とし、画像の取扱いについては、管理責任者が指名した者に限定すると定めております。

現在、弘前大学周辺で運用している防犯カメラにつきましては、画像はカメラに内蔵されたレコーダーに保存され、専用の端末でダウンロードしなければ画像を確認できないような仕様になっておまして、東地区におきましても同様の仕様を考えているというものでございます。

また、防犯カメラの画像が提供できる場合は、捜査機関から公文書により提供を求められたとき、法令等の規定に基づき文書により提供を求められたとき、また人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められたときに限定されているものでございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 確認しますが、今の御答弁だと、運用の要綱において責任者は課長ということですね。市民協働課長ということですか。確認です。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 市の防犯カメラはいろいろな課で管理してございますが、市民協働課で管理している弘前大学周辺の20基につき

ましては、管理者は市民協働課長でございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） いやいや、今の、これから東地区に設置されるわけです。それも同じですか。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 東地区に設置されるものにつきましても、市民協働課長が管理責任者となります。

◎16番（小田桐 慶二委員） 市民協働課長が管理責任者であると。その責任者の方、課長が、管理責任者を指名するということでしたね。その管理責任者というのはどういう方になるのでしょうか。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 先ほどの答弁、私の答弁が十分でなかったと思います。

管理責任者が市民協働課長でございます。画像などを取り扱う者を指名するということになっておりますので、その取扱者は市民協働課の職員にしております。

◎16番（小田桐 慶二委員） その管理の在り方は、今の弘大周辺の設置も同じようにしているということですね。

先ほど、専用の端末でないと各カメラに内蔵された画像がダウンロードできないということでした。それは、では、市側の責任者の方が、担当の方がダウンロードして管理をするということなのでしょうか。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 画像を取り出す機器につきましては、市民協働課内で施錠できる場所で保管してございます。また、ダウンロードする際は、パスワードを設定してございますので、そのパスワードを知っている者しか機器を操作できないという状況になってございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 大体、流れというのは分かりました。いわゆる組織的に、いわゆる市民協働課内の組織的に、そのパスワードを知っている者しかダウンロードできないという御答

弁でした。それは、どの立場の人がやるのだということ、明確に要綱なり何なりで定められているのでしょうか。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 失礼いたしました。取扱者については、市民協働課長が指名しますが、その要綱等は定めてございません。

◎16番（小田桐 慶二委員） そうすれば、いつも替わるということですか。例えば、今年度は誰々、来年度は誰々というふうに、しょっちゅう替わるということなののでしょうか。

私がさっき聞いたのは、要綱で定めていないということでしたけれども、要は市民協働課内のどこの部署の誰々、例えば係長だとかがその任に当たるというふうな取決めはないのでしょうかという意味です。組織的に。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 職員の人事異動がございますので、取扱者が人事異動で替わった際は、新たな者を指名しております。

◎16番（小田桐 慶二委員） それは当たり前の話です。だからこそ、組織的に市民協働課内のどの役職の人がこの任に当たるのだということは、常に明確にしておかなければいけないのではないですかということを行っているのです。

◎市民協働課長（高谷 由美子） カメラの取扱いについては、市民生活系の職員が取り扱うということで決めてございます。

◎市民生活部長（森岡 欽吾） 現在、市民生活系の職員ということで担当を決めて行っておりますが、そのあたりは誰がというのは曖昧にならないように、しっかり決めてまいりたいと思います。

◎16番（小田桐 慶二委員） そこはやはり、きちんと組織的に明確にすべきだと思います。かなりの職員、何人かいらっしゃるのでしょうかけれども、その時々で今回はあなた、今回はあなたということではなくて、ここの立場に立った職員が

やるのだよということは、きちんと明確にしておかなければいけない。プライバシーの管理ですから、あるいはまた、犯罪に関わるような画像を取り扱う場合もあるわけですから、そういうことをしっかり課内で今後検討して、明確にしていきたいというふうに思います。

次に、予算書54ページ、2款1項4目、これは企画課所管の市立病院・旧一大小学校跡地活用検討事業についてお伺いします。

これについては、一般質問で木村隆洋議員の質問で、内容はほぼ新聞等にも出ましたので分かりましたが、まずそこでお伺いしたいのは、概要の17ページに載っておりますが、令和2年度は1449万4000円の予算がついておりました。これに対して、来年度、令和3年度は60万5000円と、金額だけを見ると大幅に減額になっているわけですが、恐らく私が考えるには、昨年度かなりの予算を使って、かなりのものを積み上げてきたのかなど。大体の骨子は固まってきたのかなど。先日の企画部長の答弁でも分かるわけですが、まずそこで令和2年度の事業内容、そしてどこまで成果が積み上がってきたのかということ、そしてそれを受けて3年度にどのようなことを計画しているのか、改めてお伺いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 令和2年度は、令和3年秋頃の基本構想の策定に向けまして、市立病院の建物活用の調査業務、それから石綿含有分析業務などを委託業務として実施してまいりました。建物老朽度調査の結果から、市立病院の建物については活用に当たって大きな問題はないというような中間報告を受けているところです。また、庁内の会議ですとか関係団体等で構成する市民等懇談会、有識者等で構成する専門家協議におきまして、具体的な活用策を検討してきております。

成果というところで、現段階の検討状況という

ところになりますけれども、一般質問でも答弁させていただいたとおり、健康、医療、福祉、それから多世代の交流、多様な学びをコンセプトに当該地を健康づくりのまちなか拠点としまして、健康寿命の延伸に取り組むという形で活用の方向性を整理しているところです。

具体的な機能につきましては、各種会議での意見も踏まえまして、急患診療所を含めました弘前総合保健センターの機能や、健康、交流、学びといったものに資する多目的な活動スペースなど、幾つかを想定しておりますけれども、現状ではまた引き続き関係団体等の意見を聴いて基本構想としてまとめることとしております。

令和3年度の予定ですけれども、6月頃をめどに具体的な活用策、それから改修計画、スケジュール案などを盛り込みました基本構想の素案を策定したいと考えております。その後、パブリックコメント等を経まして、今年10月頃に基本構想の策定を目指して進めていきたいというふうに考えております。活用策が決まりましたら、これのスケジュールとは並行しまして、活用が見込まれる国の補助金等について協議のほうを進めていく予定としております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 分かりました。

そこで、ほぼ中身が固まってきたのかなというふうに思っております。10月には策定したいということであろうかと思いますが、そこでお伺いしたいのは、今回この質疑に当たって、ちょっとこの案件についての議事録を読みました。これは、本会議での一般質問での答弁の中ですが、これは昨年11月の第1回定例会、ちょうど今頃ですが、当時の企画部長から、四つの方向性を整理して今後検討していくのだということになりましたと答弁がありました。一つ目の方向性は、歴史と現代が調和する市の中心地であることを背景とした弘前の風土を大切にす市民の思いと賑わいが

云々とあります。二つ目は、まちづくりの中心地として、地域の重要課題である人口減少対策に寄与する複合的な機能を備えた観点から取り組んでいくと。三つ目は健全財政。そして四つ目は、市民との協働による真に必要で使われる機能施設と。こういう四つのことを踏まえた利活用を検討していくのだという答弁があって、恐らく始まったことだろうと思われまます。

ほかにも二、三、このことについての答弁、議事録がありましたが、その中で一貫して言われているのは、市立病院及び旧第一大成小学校の跡地は、市の中心部としてまちづくりを進める上で大変重要な場所にあるのだと。そうですね。そのとおりだと思います。その観点から、この四つのテーマをきちんと押さえた検討をしていくということになってきているのだと思うのです。

私としては、この市立病院、旧一大跡地についてほぼ構想が見てきたのかなという思いはあるのですが、その周辺地域、まちづくりの中心地なのだからということですよ。その周辺地域、具体的に言いますと、旧一大小学校のあの周辺地域は、皆さん御存じのように、今、駅前北地区は大変整備されました。駅前北地区が整備される前のまちとほぼ似たような、全く昭和の時代が手つかずの地域が一大小学校の周辺に残っているわけです。その辺のことも関連して、加えたまちづくり、やはり必要だと思うのです。これ、私も前に機会あるごとに皆さんにお話ししてきたと思うのですが、その観点がどういうふうに生かされているのか、考えていないのか。

それから、もう一つは、まちづくりの重要な地域だということを考えれば、一般質問でも出ていましたけれども、例えば土手町周辺のまちづくり、そういうテーマにもきちんと整合性を持って、今のこの構想が出てきたのかというところをちょっと御説明いただきたい。

◎企画課長（白戸 麻紀子） まず、周辺の住宅地のことで、当該地の北側の住宅地のことだと思います。こちらの住環境のほうは私どもも現状を認識しているところでありまして、今年度から市立病院及び旧第一大成小学校跡地周辺に係るまちづくりの検討についてコーディネート支援を行っていただいております独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部に相談しております。現状や改善点等についてまとめて、開発、改良手法について提案してもらうこととしております。今後その市立病院及び旧第一大成小学校跡地の活用の際にましての利便性の向上、それから住環境の改善のためにどのような整備手法が効果的なのか、区画整理以外の手法も含めまして、地域住民の声を聞きながら、社会情勢も踏まえて検討していきたいと思っております。

当該地の中心市街地活性化との関係ということで、議員おっしゃったように、ここの部分は中心市街地でも重要な場所でございます。これまでの検討に当たっては、弘前商工会議所、それから周辺の地元商店街振興組合の方々に市民等懇談会へ参加していただきまして、議論を進めております。

来年度、市のほうでは、新しい中心市街地の在り方というものを検討していくこととしておりますけれども、今後、中心市街地におきましては商業企業以外の、例えば健康医療福祉関連、観光、子育て、ビジネスといった様々な機能を充実させて、新たな目的を持った来街者を取り込んでいくことが重要だというふうに考えております。現在、当該地につきましては、健康づくりのまちなか拠点ということで、弘前総合保健センターの機能などの設置を想定しております。健診センターの利用者ですとか職員、それからその他の施設利用者などによって来街者が増えることが期待されるものであります。

今後も、当該事業が中心市街地の活性化に寄与するというのを念頭に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 大変分かりやすい答弁、ありがとうございました。

これ最後に、ちょっと苦言と期待を込めてお話ししたいと思います。一般質問でも今の項目、あるいは中心市街地活性化計画について質問があった中で、私が危惧しているのは、部長の答弁でこの中心市街地活性化計画の、ちょっと外れますけれども、活性化計画の策定の可否も含めてこれから検討していくのだという答弁があって、これ非常に私は引っかかっているところであります。

今の企画課長の答弁から言いますと、この市立病院、一大小学校跡地を起点にしたまちづくり、中心市街地を活性化していくための様々な思いを今語っていただいたわけですが、それとちょっと相矛盾するような答弁もやっぱり私は出ていたというふうに言わざるを得ませんので、これは担当課がここだからほかは関係ないということはないと思いますけれども、しっかりまちづくり、それから中心市街地活性化計画の担当課、担当部としっかり連携をした構想を策定していただきたい。10月末に策定したその構想から、中心市街地活性化にもつながっていくという構想を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、予算書66ページ、2款3項1目17節、ここに備品購入費16万5000円というのがありますが、これが概要の25ページを見ますと、おくやみコーナーの設置という事業が新たに入っております。まずは、このおくやみコーナーを設置するに当たって、16万5000円で何を購入するのか、まず確認します。

そして、ようやくこのおくやみコーナーができたかなというふうな思いではいるのですが、ほかの自治体ではかなりこのコーナーをつくっている

ところがたくさんあります。

そこで、このおくやみコーナーの窓口で何が手続できるのか。身内が亡くなった場合、様々な手続が必要になってくるわけですので、この窓口で、要は簡単に言うと、ワンストップで全部ここで行えるのか。亡くなった場合に、何項目の届出が必要になってきて、仮に全部ここで行えるのだったらいいのですけれども、このコーナーでは、例えば何項目まではできるけれども、この項目についてはほかの窓口まで行かなければいけないということになるのか、その辺の体制をお聞かせください。

◎市民課長（蒔苗 元） おくやみコーナー事業のことについて御説明申し上げます。

まず、事業費の内訳ということでございまして、需用費で5万円と備品購入費16万5000円を計上していますけれども、備品購入費のほうは、申請書、手続の申請補助を行うことになるのですけれども、こちらの補助や情報管理のためのノートパソコンの購入費用ということになってございます。あと、需用費の5万円なのですけれども、こちらのほうはおくやみのハンドブック作成用紙ということで消耗品費ということで予定しています。

続いて、事業の概要ということでちょっと御説明いたします。この事業は、死亡届の提出後に必要な手続、行政手続について、申請書の作成補助を行い、そのほか関係課への案内などを行う専用の窓口を市民課内に設置するものです。あわせて、死亡後に必要な手続の内容や関係機関の連絡先などを記載したおくやみハンドブックというものを作成し、配布することとしております。今現在、関係課のほうとコーナーの手続について調整しているようなところで、現在、死亡後に発生する当市の手続は全部で15の課で73の項目ということで調整しています。このうち、42の手続につき

ましては、当コーナーで対応できるような見込みで、ほぼ利用の多いの手続についてはカバーができるものと予定しております。ただし、残りの手続につきましては、どうしても死亡に係る情報等、専門の知識が必要な場合もあります。そういう場合につきましては、必要な手続の情報を事前に関係課に共有して準備をしてもらおうということで、御遺族の方が来庁の際にはスムーズな手続につないでいきたいと考えてございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 死亡の際は73項目の届出が必要になってくるということで、ちょっと私もびっくりしました。これ、こんなにあるのかなと思いましたが、そうすると、おくやみコーナーの窓口では、42項目についてはその窓口で全部済むと。それ以外の項目についてはそれぞれの窓口に行かなければいけないと。その際には、おくやみコーナーの職員が案内して一緒に行くということですね。

◎市民課長（蒔苗 元） 場合によってになるのですけれども、当課の職員が行く場合もありますし、また先ほどお話ししたハンドブックのほうには必要な手続の課の案内先を、手続の案内をするような庁内のマップを掲載する予定としてございます。そのマップを活用して、御遺族の方が手続をスムーズに行くと、そのような形の工夫も考えてございました。

◎16番（小田桐 慶二委員） 分かりました。そうすると、できるだけこの窓口で済めば一番いいなと思うのですが、限界はあると思います。そこでできない場合においても、できるだけ丁寧な対応を、接遇をしていただきたいというふうに思います。

それから最後に、ハンドブックをこれから作るということですから、それには亡くなった場合にはこういうものが必要になってくると全部、恐らく書かれているのだと思うのですが、これは

毎戸配布になるのでしょうか。

◎市民課長（蒔苗 元） 現在のところ、予定しているのは、まず市のホームページのほうには掲載すると。あと、そのほか、準備に当たって市の各施設、あと出張所等々にも配布して置こうかなと考えてございました。

◎16番（小田桐 慶二委員） ホームページと市の施設ということですね。できれば毎戸配布で永久保存版というような形で、各家庭で持っていたければ、来るときにそれを見て全部準備していけると。市の告知の場合に、必ずホームページでは当然告知しなければいけないのですが、なかなかやはりこれ、ホームページ見てという方は少ないと思います。ですので、できれば、議会もペーパーレスになってタブレットになりましたけれども、ペーパーで、やはり各家庭に永久保存版というものをきちんと配付することが必要なと思いますので、よろしく御検討をお願いいたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来。

◎1番（竹内 博之委員） 私も小田桐委員と引き続きになるのですけれども、予算書66ページの2款3項1目おくやみコーナーについてちょっとお伺いしたいと思います。

まず1点目、このおくやみコーナー設置に当たって、令和2年第2回定例会に石岡議員が死後手続きの窓口一本化について一般質問していると思うのですけれども、この答弁を踏まえた連続性のある新規事業ということでよろしいですか。はいかいいえでいいのですけれども。

◎市民課長（蒔苗 元） 令和2年の6月議会でも答弁ございました。やはり我々のほうとしましても、死亡後の手続き、こういったものは御遺族の方にとって心理的な負担が大きいと。必要な手続きについて、やはり安心して漏れなくできるよう

に、窓口の利便性の向上、こういったところ、在り方について検討を重ねて今回の実施に至ったということでございます。

◎1番（竹内 博之委員） ありがとうございます。

それで、答弁を見ると、前向きに検討していくということで、ほかの先進自治体の取組なども参考にするということだったり、今は超高齢化社会で、いわゆる後見人とかの、そういう方々の事務負担も増えているというような答弁があったのですけれども、今回のこのおくやみ窓口設置に関して、他自治体、先進地、石岡議員もおっしゃっていましたが、どこの自治体の取組を参考にして、今回、新規事業として上げてきたのでしょうか。

◎市民課長（蒔苗 元） 参考とした事例なのですけれども、まず三重県松阪市と大分県別府市というのが先行事例として実施しておりましたので、そういった手続きの処理の仕方については参考としております。ただ、我々の現在の状況としましては、先ほどお話ししましたとおり、まず我々の窓口でできることは、比較的専門的な知識がない簡単な手続きについては我々のほうで対応して、専門的な知識が必要な場合は適切に関係機関へつないでいくような流れで想定していました。

◎1番（竹内 博之委員） 先ほど小田桐委員の答弁の中でもあったのですけれども、市民目線では七十幾つの手続きが1か所でできるということ、一定の利便性向上につながると思うのですけれども、職員目線で考えたときに、私も市民課を通ると、結構いつも混み合っている印象があるのですけれども、今回のこの事業効果によって、職員の目線で考えると、何か改善される点とかはあるのでしょうか。

◎市民課長（蒔苗 元） 職員目線ということでございますけれども、我々のほうで、まず一括し

て必要な手続を行うと。具体的には、来庁する方に何度も氏名や住所を書かせないような作業をしたいなと思っていました。そういうことで、事務処理の効率化、短縮にもつながって、事前に関係課のほうでも対応の準備もできるといったところは利点になるのかなと考えてございます。

◎1番（竹内 博之委員） 新規事業ということで、そういった市民ニーズに応えるために期待しているのですが、やはりこの予算額を見ても金額が、需用費とか備品購入費ということではなくて、やはり人材投資というか、人件費を置いてまでしっかりやるような事業になり得るのではないかなということを、過去の議会答弁の連続性とかからも考えておりましたので、ぜひそういったことも今後期待していきたいと思えます。

◎委員長（工藤 光志委員） 暫時、休憩いたします。

〔午後 2時55分 休憩〕

〔午後 3時15分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

創和会。

◎6番（蛭名 正樹委員） 私のほうからは1点、2款1項4目、予算書の55ページ、ふるさと納税寄附金推進事業、概要の21ページをちょっと先ほど外崎委員が質問したので、かぶらない程度に質問いたします。簡潔に答弁願います。

ふるさと納税寄附金推進事業、令和2年度予算から令和3年度予算で2億3000万円ほど伸びております。この伸びた背景・理由と、ふるさと納税弘前応援寄附金コース、何コースかあるコースの中で寄附額の多いものはどれとどれとどれか。それとあと返礼品のメニューの中で、寄附というか、その返礼品を希望するのが何が一番多いのか、その上位3個ぐらいでいいですから教えてく

ださい。

◎広聴広報課長（土岐 康之） ただいまの質問3点についてお答えいたします。

今年度、ふるさと納税の寄附金が伸びた背景としましては、10月以降、下半期において、先ほどもちょっと触れましたけれども、ふるさと納税のポータルサイト、インターネットで申し込むポータルサイトを一つから三つに増やしたことと、いろいろ寄附者、自治体、返礼品を提供する事業者の間に立っているいろいろ調整する、新規返礼品とかも開拓する中間事業者が変わりまして、それによってそのポータルサイトをうまく使って寄附を集めるという形で、うまくPRして寄附金を集められたことが大きな要因かと捉えております。

二つ目、コース。今年度は日本一の「りんご」応援コースというものを一つ新たに加えて、七つの応援コースで運用しております。今年度途中で、令和3年の2月末の途中経過にはなりますけれども、寄附額の上位3コースということになりますと、一番多かったのが日本一の「さくら」応援コース、こちらが寄附金額は、選ばれたのが1億7769万8000円になります。2番目が日本一の「りんご」応援コース、こちらは寄附金額でいきますと1億5079万4000円、3番目が弘前子ども未来応援コース、こちらの寄附金額は1億5072万円となっております。今年度につきましては、一番伸びたというのが新たに追加した日本一の「りんご」応援コースとなっております。

返礼品のメニューの上位ですけれども、分野的な形でいきますと、当市に関してはりんご関連がほとんどでございます。その中でも、りんごの生果に関しましては全体の8割近く占めている形で、続いてがりんごのジュース、3番目がその他のりんご加工品ということで、シードルとかアップルパイということになっております。

◎6番（蛭名 正樹委員） 分かりました。そう

いうふうな形で、りんごを返礼品にすることに対する、何というのですか、ニーズというか、それを掘り起こしたというふうなのが背景にあって、その伸び率とともに、今年の歳入予算でも7億数千万円歳入見て、歳入全般の中では、ほとんど市税だのいろいろなものが減収しているにもかかわらず、伸び率でいけば、期待しているような感じも受けるのです。そういうふうなことで、返礼品のメニューを掘り起こして、もっと増やすこととか、あるいは応援コース、今七つあるコースだけではなくて、違うコースももっと掘り起こして、財源として違う事業に振り分け、いろいろな形ですとか、そういうふうな考えはあるのか、ちょっとお知らせください。

◎広聴広報課長（土岐 康之） ただいまおっしゃっていただいたように、返礼品に関しましては、今年度、先ほど伸びた要因というところでも、商品は、全くの新規ではないのですけれども、寄附者のニーズを捉えた形で商品設定をちょっと変えたりとかしています。全国的にもお得感のあるもの、こういう寄附の返礼品にはなるのですけれども、やはりお得感のあるものが。あとりんごであれば、果実であれば、糖度をちゃんと明確に数字で出したりとか、そういう形でやっておりますので、そういうものに引き続き取り組むとともに、本当にいろいろ弘前市内、りんごのほかにも、今も伝統工芸品も含めて、幅広く品のほうはそろえていますけれども、まだまだ分野的にもあると考えております。今、誘致企業のジーンズも取り扱っておりますけれども、もっとそういう観点でも、いろいろなものがあるのではないかとということでは取り組むことにはしております。

あとコースに関しましても、それが寄附の増額といいますか、あと取組に関して有効に使う財源になり得るといえることがあるのであれば、コースの設定についても変えていければと考えてお

ります。

◎6番（蛭名 正樹委員） 最後、ちょっと要望意見を申し上げて。今コロナの、昨年からコロナで大変な状況になろうとしています。税収も、多分、数年は伸びる要素がないと思われる。そういうときに、やはりいろいろな事業を、先ほど鶴ヶ谷委員も岩木山の桜のことを聞きましたけれども、そういうふうな財源とか、そういうのに充てるのにいろいろなコースなり、そういうのを増やして、ある程度財源を見つけて事業を回すような感覚を持たないと、このコロナ時代、新しい新規事業、あるいは更新事業がなかなかできないと思うのです。ですから、しっかりとその辺を捉えて、検討して、積極的に活用できるようなことを目指してもらいたいと思います。

◎10番（野村 太郎委員） 私からは1点、2款1項1目、議案書49ページの国際交流員受入事業についてお尋ねいたします。

現在、クレアを通じて中国からの国際交流員がいるのですけれども、端的に、現状のこのコロナの状況がある中で、コロナの影響がどうなっているのかと、ずばりこのコロナ禍の後、どういうふうに関係が展開されていくのか、令和3年度の中でお願いたします。

◎人事課長（堀川 慎一） 国際交流員の事業の関係でございます。

まず、コロナの影響ということで、今は国際交流員と各種事業で関わりの多い広聴広報課、今広聴広報課のほうに配属しておりますけれども、あと国際広域観光課、あと産業育成課に確認しましたが、今年度は例年実施しているクルーズ船の乗客のお出迎え、あとは海外バイヤーとの商談会が中止になった、あとは各種イベントが中止になるなど、これらに係る通訳、翻訳業務は減少してございます。しかしながら、活動の機会が制限される場面はありましたけれども、案内看板、あと各

種パンフレットの翻訳をはじめ、あとは弘前公園の桜の動画をフェイスブックで発信したり、市内の見どころを自ら撮影しSNSで発信するなど、コロナの収束を見据えて情報発信に取り組んでいる状況でございます。

続いて、今後の部分については広聴広報課のほうから。

◎広聴広報課長（土岐 康之） ただいま人事課長からお話がありましたように、現在、国際交流員の方がお一人、広聴広報課のほうに配属になっておまして、シティプロモーションの部署において業務を行っております。これまで、他課の海外に向けた業務の翻訳とかというものをやってきましたが、やはり今も来年度に向けても、ちょっとコロナ禍の中でそういう動きというのは鈍いのかなとは思いますが、今年度よりも来年度は、その収束後を見据えた動きというのが増えてくると思いますので、例えば国際広域観光課においては、海外の旅行会社の提案によるインターネットを利用したバーチャルツアーとか開催してそちらに協力したり、逆に海外からは、外国人の方が来れないので、来訪者の代わりに外国人目線でモニターになって、いろいろ意見を提供したりというようなことも行っておりますので、今年度よりはいろいろと活躍の場が増えてくるのかなと考えております。

◎7番（石山 敬委員） 私からは2問。まず、2款1項1目、50ページの防犯カメラ整備管理事業についてお伺いしたいと思います。先ほど小田桐委員からありましたので、私からは2問だけ質問させていただきます。

今回、モデルケースということで実施することですが、このモデルケース、何年間試験を行うのかを伺います。

また、今回、東小学校のコミュニティ・スクールの検討結果を受けて、連合町会が市のほうに要

望したということですが、市内にある各小学校のコミュニティ・スクールの中での話合いでは、結構、やはり最終的に防犯とか見守りというところに意見がまとまるようでございます。このようなことから、あくまで今回のモデルケース、この検証結果次第ではあるのですが、ほかの地区でも、もし今後要望が上がれば検討していくのか。この2点についてお伺いします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 今回、東地区の取組、モデルケースとして行うということですが、設置後おおむね5年間にわたり、犯罪の発生状況、警察からの画像提供依頼数、地域防犯の取組登録者数等の推移から、防犯カメラの設置効果や設置箇所の検証をしていきたいと考えてございます。

あと、ほかの地区から要望があった場合ということですが、東地区の検証結果を基にいたしまして、要望地域の意見、また要望箇所の犯罪発生状況等を勘案して設置について検討することとしたいと思います。

◎7番（石山 敬委員） ぜひお願いいたします。

続きまして、2款1項4目、54ページ、弘前版生涯活躍のまち推進事業についてお伺いします。

この事業は、地域再生計画に基づき、平成28年度から令和2年度までの5年間実施する事業ということで把握しております。今回、令和3年度の実施内容についてお伺いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 弘前版生涯活躍のまち推進事業ですが、国の地方創生推進交付金を活用しまして、アクティブシニアの移住を受入れまして、地域の課題を解決する仕組みを構築するというので取り組んでまいりました。お試し居住ですとか、首都圏でのPR、それから、移住されてきたアクティブシニアと地域の住民が交流するための地域貢献モデル、それから地

域住民も含めた健康で元気に活躍するための健康増進モデルというものを実施しております。

5年間の計画期間なのでありますけれども、事業を実施するための計画の作成ですとか、民間事業者が整備する施設の整備がちょっと後ろ倒しになったということで、実際に事業を実施できたのが、各ソフト事業を実施できたのは、1年半から3年ほどというような形になっております。現在、徐々に、地域にその事業が浸透し始めてきておりまして、これをもう少し定着させるには、もう少ししばらく事業の継続が必要だということで考えておりました。

このことから令和3年度におきましては、その地域貢献モデル、それから健康増進モデル、お試し居住の三つを引き続き実施する予定としております。

◎7番（石山 敬委員） 総合計画の前期実施計画の146ページによりますと、令和3年度に地域再生計画の策定とありますが、また新たな計画をつくるのか、事業実施はいつからの予定なのかお伺いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 国では、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、これまでのアクティブシニアの移住に特化した生涯活躍のまちから、誰もが居場所と役割を持つつながる全世代全員活躍型生涯活躍のまちにシフトしまして、あらゆる人々が地域で活動して、地域を活性化するコミュニティづくりを推進するという事としております。

当市におきましても、これまでの取組でアクティブシニアの移住ですとか、担い手育成モデルの構築といった、まだ解決できてない課題があります。また、弘前市の暮らしをより体験できる機会の提供、定期的な交流の場づくりといった市民からのニーズも新たに生まれてきております。このことから、国の考え方を取り入れながら、新た

な地域再生計画を策定して、早ければ令和4年度から地方創生推進交付金を活用して、事業のほうを実施していきたいというふうに考えております。

◎7番（石山 敬委員） ありがとうございます。

コロナ禍をきっかけとして地域へ移住したいという人が増えているといううわさも聞いておりますので、ぜひ様々な世代において、弘前へ移住する人が増えるよう取組を進めていただきたいと思います。また、弘前には地域で積極的に活動をする様々な団体がありますので、それら団体との連携など、コミュニティづくりにもぜひ力を入れていただきたいと思います。

◎8番（木村 隆洋委員） 2款1項2目、予算書52ページ、シティプロモーション推進事業全般についてお伺いしたいと思います。

概要の16ページにもあるのですが、令和2年度予算が約2600万円、令和3年度が1200万円余りと、約1400万円の減額になっております。この減額の理由をお尋ねいたします。

◎広聴広報課長補佐（吉崎 拓美） 減額の理由ということについてお答えいたします。

市のシティプロモーションの事業についての予算につきましては、令和2年度までシティプロモーション推進事業と国の地方創生交付金を活用して実施するシティプロモーションパワーアップ戦略事業の二つの事業がございました。このうち、シティプロモーションパワーアップ戦略推進事業につきましては、交付金の最終年度となる令和2年度を最後に廃止することといたしまして、市のシティプロモーション推進事業に一本化するということで、このことから令和2年度と比較して減額となったものであります。

◎8番（木村 隆洋委員） 令和2年度、こういうコロナ禍の中で非常に難しい事業だったと思

ますが、このシティプロモーション事業への影響、コロナ禍の影響についてお尋ねいたします。

◎広聴広報課長補佐（吉崎 拓美） シティプロモーション事業へのコロナ禍の影響ということでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大の関係で、弘前さくらまつりをはじめ、例年実施しているイベント、あるいは各種行事が中止になったり、あるいは地域の行事とかも自粛傾向にあったということで、本市へ誘客するためのSNSでの積極的な発信がちょっとできなくなったというようなことから、そういう影響もございました。

あと、シティプロモーション事業への影響につきましても、中止を余儀なくされた事業もあればコロナ対策を講じながら開催した事業もございました。やはり全体といたしましては、シティプロモーション事業へのコロナの影響というのはかなり大きかったと考えております。

◎8番（木村 隆洋委員） 午前中の補正予算、議案第20号の中で千葉議員も質問しておりましたが、観光インバウンド関係が繰越明許が散見されていると。非常にインバウンドも厳しい中、また観光ではマイクロツーリズムが非常にうたわれている。昨年から関係人口という新しい概念も出てきている中で、今後のコロナ禍、またコロナ以降も含めて、シティプロモーションの在り方というのをどういうふうに考えているのかお尋ねいたします。

◎広聴広報課長補佐（吉崎 拓美） 今後のシティプロモーション推進事業の在り方ということでございます。

まず、コロナ収束後の国内外からの誘客というのを見据えていく必要があるものと考えております。そのためにも、やはりいま一度、地元の愛着、あるいはその魅力というものを再発見して、それを積極的に国内外に発信していくということ

が今後重要になってくるものと考えておりますので、まずはコロナ禍の収束を見据えて、そういった点を踏まえて、重点を置きながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎8番（木村 隆洋委員） ぜひいろいろ検討していただければというふうに思います。

次にいきます。2款1項11目、予算書の63ページ、ライフ・イノベーション全体について伺いたいと思います。

通告に、先端医療ライフ関連ともありますが、そういった部分も含めて、このライフ・イノベーション推進事業、これまで4年か5年やられてきたと思いますが、これまでの取組について簡潔にお尋ねいたします。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） 市では、平成28年度に寝たきりゼロ社会を目標に掲げたライフ・イノベーション戦略を策定しておりまして、国の地方創生推進交付金を活用して、市民の健康増進及びライフ関連産業の振興に取り組んでまいりました。具体的な取組としましては、再生医療やロボットリハビリテーションなどの先端的な医療体制の構築ですとか、ICTを活用した地域医療体制の強化に向けた取組を実施してまいりました。そのほか、健康経営に取り組む企業やライフ関連産業の振興に対する支援を行うことなどにより、少しずつではありますが、地域の中で健康医療に関する新たな取組が生まれてきているものと認識しております。

これらの事業について、来年度も引き続き行いながら、市民の健康寿命の延伸に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎8番（木村 隆洋委員） この健康寿命の延伸という中で、やはり岩木健康プロジェクトなどを行ってる弘前大学COIという存在との関わりはこれまでも取り組んできたと思いますが、改めてこの関わりについてお尋ねいたします。

あともう1点、令和3年度で弘前大学COIが終了するというふうにも伺っております。今後のこのライフ・イノベーション推進事業の見通しに関してもお尋ねいたします。

◎企画課長補佐（青山 洋蔵） お答えします。

市では、地元の自治体としてCOI拠点にこれまで参加しておりまして、同じくCOIに参加する企業の実証研究への協力ですとか、岩木健康増進プロジェクト、いきいき健診といった健診へのスタッフの派遣及び関連イベントの支援などで連携した取組をこれまで進めてきております。

弘前大学COIにつきましては、議員おっしゃられたとおり、令和3年度で、国の事業としては一旦終了いたしますが、弘前大学では、今後とも事業を継続する方向で検討されていると伺っておりますので、市といたしましても引き続き連携して事業を、取組を行ってまいりたいと考えております。

また、来年度は、新たに弘前大学に対して国保レセプトデータ等を提供して、弘前大学COIがこれまで蓄積してきた健康ビッグデータの可能性、活用可能性を高めることによって、COIにおける研究をさらに進めていただくこととしておりまして、これまで以上に連携を強化してまいりたいと考えております。

今後のライフ・イノベーションの推進事業の見通しでございますけれども、ライフ・イノベーション推進事業につきましては、令和3年度までの期間で国の交付金を活用して取組を進めることとしておりますが、その先につきましては、それまでの取組の成果をしっかりと検証した上で、継続する必要がある取組があるかどうかを含めて検討してまいりたいと考えております。

◎13番（蒔苗 博英委員） 私からは、まず2款1項5目の予算書57ページ、1625岩木の魅力でありますけれども、先ほどの鶴ヶ谷委員がまでい

に聞いたので大体分かったのですけれども、この中に、概要の中に1項目だけ、地域の活性化に向けた取組というふうなことが書かれていますけれども、この取組というのはどういうものなのかお伺いします。

◎岩木総合支所総務課長補佐（佐藤 和明） 先ほども、鶴ヶ谷委員のところで答弁させていただきましたが、取組の中身ということで、活性化の中身ということですが、特に岩木の魅力体験プログラム構築事業というものに取り組む予定でございますが、これは岩木地区の魅力ある地域資源や地区内に在住、または地区内を活動の場とする事業者や団体が現在行っている体験や施設利用などのメニューを組み合わせるなどして、岩木地区の魅力を体験できるプログラムを構築するものとしております。例えば、岩木の温泉を活用したものとか、先ほど……岩木のこぎんとか、一町田のせりとか、嶽きみとか、食や工芸品を活用したものとか、そういうものを使って活性化させていきたい。そういうプログラムを今構築しようとするものでございます。

◎13番（蒔苗 博英委員） ありがとうございます。

先ほども聞きましたが、それで、先ほどの答弁の中で、岩木山のネックレスロードの桜が以前は6,500本あったと。これが、現在は5,000本くらいまで、様々な理由で少なくなっているというのに対しての、いわゆるオオヤマザクラを植えていく、補植していくのだという話を先ほどお聞きしましたけれども、私聞き漏らしたのかもしれませんが、オオヤマザクラを何本植栽する予定になっていましたか。

◎岩木総合支所総務課長補佐（佐藤 和明） 15本でございます。

◎13番（蒔苗 博英委員） ちょっと待ってください。6,500本あったのが、現在は5,000本です

よ。そうすると黙っても1,500本、これを15本植えるということの予算が99万円ということになるわけですね。私としては、その苗木は非常に高価な苗木だというふうにはしか思えないのですけれども、いわゆるああいう条件の悪い、どちらかといえば条件が悪いですね、山麓ですから。そういうところに桜の木を植えるということになれば、やはり1年とか2年の苗木ではなくて、かなり、いわゆる大樹移植といいますか、こもをつけてちゃんと植えなければ、これはもちません。活着しませんよ。ですから、その辺のところも含めてやるのだと思うので15本なのだと私は判断したのですけれども、その辺のところはどうなのでしょう。

◎岩木総合支所総務課長補佐（佐藤 和明） この苗木は高さ4メートル、幹周り21センチのものを予定しております。

◎13番（蒔苗 博英委員） 15本でも、これからどんどん増やして、隙間を埋めていただきたいと思います。

次に移ります。2款1項11目の63ページのりんご産業イノベーション。再三にわたって、このりんご産業イノベーションについては私は質問をしてきました。一般質問でもやったし、予決算でもやってきましたけれども。そこで、これまでICTによって剪定技術を学習するシステムの開発というのはやってきました。そして、光線を照射して、着色の向上に向けた研究等もやってきたと。その先端技術を活用した実証研究というのは、これは初年度、第1期と言ったほうがいいのか、3年間やられてきたと。それで、今回その3年が終わって、さらに3年の計画での2年目と。つまり5年、今まで経過してきているわけなのですが、これ、その中で色々あったとは思いますが、それを踏まえて、これから、5年間を踏まえて、今後どのような方向に進めていこう

としているのか、まず伺います。

それから、先端技術を活用した取組のほかにも、新たに取り組んでいることが、事業があるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

◎りんご課長（澁谷 明伸） 私のほうから、りんご産業イノベーションについて、御質疑についてお答えいたします。

まず、一つ目の先端技術を活用した取組のほうでございますが、剪定技術をこれから次の世代へ継承していく、あと早期習得を目的に仮想空間での剪定技術の習得ということでこれまで取り組んでまいりました。3年間で、議員お話しのとおり、第1期取り組みまして、これまでつがる弘前農協や生産者の御協力によって、例えば剪定前、剪定後の画像を収集して、こう剪定すればこういうふうな、次の年はこう木が植栽しているとか、そういう環境を仮想空間で学習できるというのは実証的に取り組んでまいりました。

現在、それをさらに利便性を高めるために、つがる弘前農協の指導員の皆様に御協力いただいて、本当に使い込んでいただいて、いろいろな御意見をもらって、さらに使用感を高めていくということを行っているところでございます。

今後につきましても、これまでつがる弘前農協に御協力いただいていたが、地域の中に相馬村農協であったり、りんご協会など様々な指導の立場の方がいらっしゃいますので、次はその関係者の皆様に御協力いただきながら、さらに使用感を高めて、しっかりと地域の中に実装できるようにしていきたいというふうに思っております。

また、光の部分に関しましては、これまで理化学研究所に御協力いただいて、なかなか日照不足での着色管理とか、ではそれを改善するためにどういう光を当てればどういうふうな着色効果があるとか、そういう部分でいろいろなほうで研究いただきました。これにつきましては、市としては

ある程度、研究成果としては得られたと思っておりますが、理化学研究所のほうでさらに独自にもう少し細かい調査を行っております、この調査結果を踏まえて、今後、市としては検討してまいりたいと思っております。ただ、こちらの研究成果につきましては、しっかりとりんご産業イノベーションセミナーなどで地域の中に発信していき、地域の中の研究成果を地域の中に生かしていきたいというふうに思っております。

新たな取組といたしましては、今年度から第2期の計画が始まっておりまして、先端技術の取組でいけば、摘果の部分に関しましてもAIを活用して、どういった葉っぱの状況でこういう摘果をするのがいいかというのを、特に仕上げの摘果の部分に関しまして現在取組を、これもつがる弘前農協に御協力いただきながらやっております。

あとは、りんご公園を活用した先端技術の発信ということで、今年、自動草刈り機なども実証的に行いましたが、来年度、今度はりんご協会に御協力いただいて、現在、効率化ということで注目されております高密度栽培なども実証的にやっていきたいと思っております。

あとは、人材育成の部分に関しても新しい取組がございまして、補助労働力不足の確保ということで、例えば企業の社会貢献活動の一環として、援農支援活動ということで現在の仕組みを構築しております、今年度、ニッカウキスキーに収穫のお手伝いをしていただくというような取組を行っております。また、新規就農者の確保の部分……すみません、いろいろあって。新規就農者の確保の部分ということで申し上げますと、里親の、親元就農の方と非農家出身の方というのは、なかなか課題というのは違う部分があるということで、非農家出身者のコミュニティづくりとか、あと生産者のこれからのますますの活躍ということで先ほども話がありましたが、COIの

取組の健診を、りんご協会の協力をいただいて、りんご協会の組合員の皆様に健診を受けていただくということも現在取り組んでいるところです。

◎13番(蒔苗 博英委員) ありがとうございます。次に聞くことも、その次に聞くことも答えていただきましてありがとうございます。

いずれにしても、もう5年やられているわけです。そしていわゆる各業者というか、大学とか理研とかにそういうふうな形で研究をしてもらってきているわけですね。これ、やはり実施するからには、ずっと今までやってきて、これからもやっていくという、あと2年はやるのだということからすると、現場で使えるものがやはり一番大事になってくると思います。ですから、この現場で使えるものにならなければならないということは前々から私も申し上げてきていると思います。

それで、やはり先端技術を活用した剪定、素人が一発で分かるというような剪定については、これから本当に使えるのか。先ほど来、指導員とか何とかと言っていますけれども、実際は指導員が使うのではないですね。使うのはもう素人の方が使うのですから、ですからそれがいつ頃実用化されていくのか、またどのように活用をしていくのか、最後に聞きたいです。

◎りんご課長(澁谷 明伸) 剪定の部分に関しましては、先ほど申し上げたとおり、今はつがる弘前農協の指導員の皆様が中心に使っていただいています。ただ、議員のお話のとおり、素人の方というか初心者の方が使うべきものになりますので、そこはしっかりと、今は指導員の立場の方に使っていただいていますけれども、今後例えばりんご協会の基幹青年を受講されている方にも使ってもらえるなど、しっかりと使いやすい部分の意見を反映させていきたいと思っております。指導員の中でも、現在指導者レベルだったら、もう今の現在のレベルで使えるということまでは形に

なっておりまして、令和4年度末にしっかりと形にして、令和5年度早い段階から地域の中で活用していくようにしていきたいと思っています。

活用に当たっては、例えば、りんご公園にその機器を配置して、例えば夏場であったり、春でも剪定作業の研修を受けてみたいとか勉強したいという方に使っていただくような形を取りたいと思っています。

◎委員長（工藤 光志委員） 蒔苗委員、ちょっと待ってください。ちょっと待って。

新規就農のことで、先ほどりんご課長が答弁されましたけれども、農政課としてはあの答弁でよろしいのでしょうか。

◎農政課長（齊藤 隆之） 新規就農の取組につきましては、この2款の中で同じ、りんご課でやられているりんごイノベーションのほかにまた別な取組がございます。そちらのほうでお答えしていきたいと思っています。

◎13番（蒔苗 博英委員） りんご課長、ありがとうございます。期待しております。本当に頑張っていたきたいと。あと2年で実用化に向けてください。

次に、2款1項11目の63ページのひろさき農業新規参入の事業ですけれども、これは中身を見ましたら、次の農業里親研修がほとんどなわけで、ですのでこのところは割愛させていただきます。

次の農業里親研修推進事業についてお伺いをいたします。今年度、令和2年度からたしかこの事業が始まって、新年度は2年目というふうな形になるのだと思います。この事業の概要を簡単に御説明をお願いします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 概要ということでございます。

本事業につきましては、本市の農業の担い手の

確保に向けまして、農家の出身者のみならず、非農家出身の新規参入による就農促進を図ることを目的として今年度から実施しているものでございまして、市や県、あと管内のJA等で構成いたします弘前農業総合支援協議会が認定する里親農家の下で、農業経営に必要な知識だったり技術だったりというふうなものの習得に向けまして研修を行うものでございます。

研修は2段階で行うというふうなことになっておりまして、長期型の研修と短期型の研修と二つございます。まず短期型の研修のほうでございませけれども、こちらのほうは1日単位で利用可能な研修でございまして、トライアル研修と命名しております。こちらのほうを実施して、その中で御自身の経営の、自分の農業の適性とかをその中で確認していただいて、農業のイメージを作っていただくと。イメージをつかんでいただいて、その後に作物に合わせた2年から3年の長期型の研修、農業里親実践研修を実施して、技術指導のほかに農地探し、またさらには地域定着など、そういった総合的な支援を行うということにしているものでございます。

市といたしましては、この研修を行います里親農家に対しまして報奨金を交付いたします。また、里親実践研修を受講する方につきましては、家賃の一部補助をするということを行うことといたしております。

また、令和2年度、これまでの取組状況でございますけれども、研修受講の募集が令和2年7月から開始してございまして、この中で市内の方2名、あとは市外の方1名の就農希望者に対しまして、短期型のトライアル研修のほうを延べ7回ほど実施してございます。ただ、長期型の里親実践研修につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がございましたので、まだ実績がないといった状況でございます。

◎13番(蒔苗 博英委員) たまたまコロナ禍という形で、令和2年度は、今、課長がおっしゃったように研修生が短期で県外が2人で県内が1人ということなのですよ。違いましたか。

◎農政課長(齊藤 隆之) 3人の方がいらっしゃいますが、市内の方が2名で市外の方が1名ということでございます。

◎13番(蒔苗 博英委員) 予算規模が今度はまた前年度と同じという形になっているわけですが、やはり里親ばかり多くても、研修生がいなければ、全然これは話にならないわけでありまして、何か里親は結構多いというふうな話は聞いているのですけれども、ですから、この研修者をいかに伸ばしていくかと。どこに話をかけてどうしていけばいいのだかと。これ、農家に聞いても分かりませんから、農業団体も分かりませんから、ハローワークとか様々な媒体を使いながら、できるだけ研修者を多く取り入れるような形を取っていただければいいのかなと思っております。

それで、この事業がまた継続されていって、今年度は、いわゆる耕作放棄地とか、耕作放棄地までいかなくても高齢者で作れなくなった水田とか、あるいはりんごとか、そういうところに今度は入っていくのだと思うのですが、この事業の最終的な目的というか方向性というか、その辺はどうなっているのかお聞きしておきたいと思っております。

◎農政課長(齊藤 隆之) 最終的な目的といったことではございますけれども、非農家出身の方が就農される際には様々なハードルがございます。農業技術の習得だったり、農地探し、地域のコミュニケーションの定着といったところがございまして、こういったものを総合的に里親農家と、それから農業総合支援協議会が支援していくというふうな形で、まずは地域定着を図っていくところが第一弾でございます。そういったこと

で、地域に定着した新規人材の方が、先ほどおっしゃられてもございましたけれども、後継者不在農家の経営の継承につながっていったり、耕作放棄地の発生の予防、またはその耕作放棄地の解消といったものにつながっていくということで、当市農業の経営基盤の維持・強化につながるというところを目指しているものでございます。

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、日本共産党。

◎20番(石田 久委員) 私は、2款1項9目の62ページのエリア担当制度について質疑したいと思います。

内容については、町会等の地域への援助ということなのですが、やはりコロナ禍の中で、昨年は多くの町会で総会が中止とか、それから学区内の運動会が中止とか、それからねぶたが中止とか、本当に町会の活動がほとんどストップしてしまっているような状況の中で、今回のエリア担当のほうでは、これを強化するというところで書いていましたので、今までですと学区内の方が、2名の方がエリア担当で、その町会で支援してくれているのですけれども、今後、今年は本当に町会の立ち上げからやらなければ駄目だなというふうに思っているのですけれども、その辺の指導とか御協力のほうは、どのような形で検討しているのでしょうか。

◎市民協働課長補佐(村田 善彦) エリア担当職員の中には、活動を通じて町会の理解が深まり、実際に町会活動に参加するようになったという職員や、町会役員となり運営に携わるようになったという職員も出てきておると聞いております。新年度におきましては、担当職員を現在の85名から132名に増員し、町会に関わる職員を増やすことでより多くの職員が地域住民としての意識を高めることにつながり、町会への参加へつなが

ることが期待されるものと考えております。

◎20番（石田 久委員） 85名から135名という形で拡充するというので、本当に今、どこの町会も高齢化して担い手がないという中で、こういう形でぜひ後方で支援をしていただきたい。

◎9番（千葉 浩規委員） まず、防犯カメラ整備工事については、小田桐委員、石山委員が質問し、ほぼ分かりましたので、これについては取り下げていただいて、2項目について質問させていただきます。

一つは、2款1項1目、50ページのRPAソフトウェアライセンス使用料についてです。まず、このライセンス導入の経緯について答弁をお願いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） RPAのソフトウェアの導入の経緯ですけれども、昨年度、市が県のRPAに係るモデル事業実施市町村に選定されまして、RPAを試験導入しております。その際に使用したソフトが、NTTアドバンステクノロジー株式会社製のWinActorというものです。

県のほうでは、複数企業からの企画提案によって選定したというふうに伺っております。このソフトウェア内で作成するRPAを動かすための作業手順、RPAシナリオというのですけれども、こちらのシナリオがほかのソフトウェアとの互換性がございません。今年度、昨年度使用したシナリオを使ってまた業務を継続するというので、同じソフトウェアを使っているものです。

◎9番（千葉 浩規委員） 前回もお聞きしたわけけれども、そのときにメリットについて答弁していただきました。いろいろと調べていると、この野良ロボットという用語もあるということで、このデメリットもやはりあるみたいなのです。それで、このデメリットについてどのようにお考えなのか。また、その対策をどのようにお考

えなのか答弁をお願いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） やはり、システムといってもメリット・デメリット両方あると思います。今、議員がおっしゃられたその野良ロボットというか、そういう部分につきましては、RPAが全て自動で作業を行ってしまうため、業務そのものの詳細が分かる職員の異動ですとか、業務のノウハウが失われたりということで、例えば業務変更があった場合に、そのシナリオを変更できない、またその修正方法が分からない、管理できないRPAが生まれるということで、業務のブラックボックス化が起きてしまう可能性がございます。これによって、システム管理者ですとか担当部署が把握していないRPAが勝手に動き続けてシステムに負荷をかけたり、業務の内容をシステムが変更になったにもかかわらずシナリオの修正を行わないまま、間違った処理を続ける可能性があるというふうに言われております。

対策といたしましては、このRPAの内容とともに業務に関する知識、それからシナリオの部分を、異動があった場合には、異動する職員がしっかりと後任の方に事務引き継ぎを行うことが考えられます。

また、その知識という部分につきましては、市では今年度も実施しているのですけれども、RPAの操作研修会などを実施しまして、多くの職員がそういったシステム、シナリオ作成の手順等を学べるような環境を構築しております。

また、現在の業務に合った処理になっているか、例えば、業務の内容が変わったにもかかわらず、そのままのシステムになっていないか定期的に確認すること、また担当部署で新たにシナリオを作成した場合、きちんと管理する部署に報告するですとか、そういったものが考えられます。

現在は、企画課のほうで導入の管理を行っておりますけれども、今後さらに導入を進めていって

RPAの導入業務が増えるということになれば、こうした管理体制も整えていく必要があるというふうに考えております。

◎9番（千葉 浩規委員） ちょっと心配しているのが、先ほど最初に答弁がありましたとおり、県の事業で1社ということが始まったということなのですけれども、いろいろネットなんかで調べると、数多くそういう製品はあるみたいで、やっぱりその製品の中からその自治体ごとにあったものを選んで、いろいろ調べて、それで導入というのがいいのではないかというふうな意見もよく掲載されております。そういう意味では、今回は県の事業ということで1社ということだったので、先ほどお話にあったデメリットというのも、私としてはやはり、それだけリスクも高くなるのかなというふうに思うのですけれども、万が一そのソフトに何らかの問題があって、変更となった場合、変更というのはできるものなのでしょうか。答弁をお願いします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 先ほども御答弁させていただきましたとおり、RPAのシナリオに互換性はないので、ソフトウェアを変更するということであれば、シナリオを作成し直す必要があります。シナリオを作成するということは、導入した当初と同様の作業時間等がかかる可能性がありますけれども、シナリオを作り直して新たなものに置き換えるという変更は可能です。

なお、今後、現在はWinActorというもののみを使っておりますけれども、今後導入する部署の業務によって別のソフトウェアを導入することも考えられるのかなというふうに思います。

◎9番（千葉 浩規委員） 要望ですけれども、政府のほうでは、行政サービスの100%デジタル化というのを目指しているというふうに今伺っております。このRPA導入推進については、やはり対面サービスの後退がないようにぜひやってい

ただきたいということと、あとはその都度発生する課題については精査しながら、慎重に進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、次は2款1項1目の50ページの共同クラウドシステム利用料についてです。

まず最初に、2点質問があります。一つは、現在の共同クラウドでの業務システムの自治体のこの共通化の現状は怎么样了ということと、債務負担行為が令和3年までになっていますけれども、そうなると、もう既に次はどのようにするかというふうな検討もしているのではないかと思います。その後のこのクラウドの対応はどうなるのか答弁をお願いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 共同クラウドの現状、それから3年度で終わることについての4年度以降どうなるのかについて御答弁いたします。

クラウド化推進事業については、システムの共同利用による経費の削減、データセンターの利用による災害対策及びセキュリティの向上などに対応するため、大鰐町、田舎館村、西目屋村、当市の4市町村において平成27年4月1日から令和4年3月31日までの7年間利用するということが開始しております。その後、平成31年4月から、平川市が利用開始して、今年の4月からは藤崎町が、6月からは板柳町が新たに利用を開始する予定となっており、現在構成する市町村は7市町村となります。

現在使っている対象システムですけれども、基幹系と言われる住民基本台帳や税、それから福祉などの全30業務を利用しておりますが、平川市は25業務、大鰐町と田舎館村は20業務など、それぞれの自治体で必要なシステムを選定して利用しております。

続いて、4年度以降どうなるのかということですが、現在先行して利用を開始しました大鰐町、

田舎館村、西目屋村、当市の4市町村において、期間を延長して利用できるのかどうかなどについて現在検討を重ねているところです。

◎9番（千葉 浩規委員） 今、政府のほうでは、共通的な基盤機能を提供するクラウドサービスの利用環境を整備運用しているということで、昨日からも国会のほうでは、デジタル化の法案の審議も始まっているということです。そこで、政府が今進めようとしているこの共通的なクラウドサービスについて、今後本市としてはどのような対応になるのか答弁をお願いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 国の示している共通システムについて本市はどう考えているかということですが、国が示す自治体DX推進計画の重点取組事項の一つとして、自治体の情報システムの標準化、共通化を掲げており、その推進計画には標準システムへの移行は令和7年度までを目標というふうになっております。本市としましては、今後示される仮称自治体DX推進手順書等を参考に情報収集を行いながら、導入に向け計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

◎9番（千葉 浩規委員） クラウド共通化というふうになった場合に、当市のこの業務システムの仕様とか、あとは個人情報保護条例の扱いというものはどのようになるというふうに考えられますでしょうか。答弁をお願いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 共通化したシステムを利用した場合、当市のシステムはどういうふうになるのかということですが、現在、私たちが使っているシステムは、市民サービス向上のためシステムにカスタマイズを行って、業務にシステムを合わせているものがございます。しかし、全国的な共通化のシステムを使うということになった場合には、基本的には、システムに業務を合わせていくことが必要になってくる

というふうに考えております。

あと個人情報の保護ということですが、国のほうでは個人情報の保護についても共通システムの検討に当たり、ルールとかを規定するというふうなことを決めていることになっております。もし自治体のほうにも個人情報の保護制度についても、全国的な共通ルールを設けて規定するというふうな方向を考えているということです。国からの情報が来ましたらそのような対応をすることになると思います。

◎9番（千葉 浩規委員） クラウドの共通化は、各自治体の進んだ事業を標準化し、住民サービスの低下を招き、さらに個人情報保護制度の在り方についても関わってくると言われております。デジタル社会を迎えるに当たって、私は、必要なのは欧州連合並みの個人情報保護や情報の自己決定権を保障する制度をまずつくることが先だというふうに思います。実際、菅首相は、この点について、デジタル改革の中では一向に触れられていないということですので、こうした中でクラウドの全国的共通化ということについては、私としては大変な危機感を持っているということを表明して終わります。

◎23番（越 明男委員） ワクチンの広報作成委託料に関して、何点が質問いたします。

まず最初に、この事業といいますか、ワクチン広報作成委託料の担当課室はどこになるのですか。

◎新型コロナウイルス感染症対策室長（岩崎 文彦） お答えいたします。

当案2款に盛っているこの委託料、広報委託料ですが、これはワクチンに特化したものではなくて、市が行う感染症の関係の一般的な予防対策でありますとか、それから、市の施策でありますとか……（「担当課室はどこですか」と呼ぶ者あり）担当課室ですか。コロナワクチンに関して

は、別に対策室ができましたので、そのワクチンに対する広報については、そちらのほうで行うことになるかと思えます。ですから、予算自体は、2款ではなくて4款のほうになるかと思えます。

◎委員長（工藤 光志委員） 越委員、直接やり取りしないでください。

◎23番（越 明男委員） 2款1項1目12節に520万円、30万円の委託料が掲載になっているものから、今第2款の審議ですから、どこが担当の課室になりますかと聞いているのです。

◎新型コロナウイルス感染症対策室長（岩崎 文彦） 申し訳ございません。確認しますけれども、予算書のほうの50ページのところにある広報の委託料のことでよろしいですか……この委託料は、当室のほうで予算計上したものでございまして、一般的なコロナの感染症に係る注意事項でありますとか、それから市の施策でありますとか、そういったものを市民の方に広く周知するために予算計上しているものでございまして、コロナのワクチンに特化して広報するためにこの予算をここに盛っているというものではございません。

◎23番（越 明男委員） 委員長、ちょっと整理して。

◎委員長（工藤 光志委員） 担当課はどこだか聞いています。コロナでねぐ、今しゃべっているのは、ごさ書いであるワクチン広報作成のやつ、今コロナを聞いてるんだはんで（「これ、ワクチンと入っていないので」と呼ぶ者あり）越委員、この50ページのどの項目なのでしょう。

◎23番（越 明男委員） ワクチン広報作成委託料です。

◎委員長（工藤 光志委員） 書いでねえよ。どごさあるのか。

◎23番（越 明男委員） 50ページ。

◎委員長（工藤 光志委員） 50ページのところの説明のところのどごさあるのか。

時間を止めてください。

確認します。それでは、新型コロナウイルス感染症対策関連広報作成等業務委託料ということなのですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）では、これを全部しゃべってワクチンならワクチン、新型コロナに関連——そこに全部特化したことではないということなのです。したはんで、ただ室長、担当課はどこですかって聞いてははんで、どごだらどごって答えればいだけだね。

時間をスタートしてください。

◎新型コロナウイルス感染症対策室長（岩崎 文彦） この50ページに書いてある広報の予算に関しては、私どものほう、コロナウイルス感染症対策室のほうです。いわゆるワクチンに関しては、ワクチンの対策室というのが別にできておりますので、そちらのほうで担当する形になると思います。

◎23番（越 明男委員） 岩崎対策室長、久しぶりの審議に参加して張り切っているような感じもするのですが、私の聞き方もまた、ちょっと、隣近所を見ますと正論だと言うのですから、私は、確信を持って審議をしているのだけれども。

2点目、ワクチン広報作成ということになっておりますので、広報の……（発言する者多し）失礼しました。このワクチンということが駄目なのだね、こだわっているのが。はい、すみません。すみませんでした。

◎委員長（工藤 光志委員） ちゃんと整理して質疑をしてください。

◎23番（越 明男委員） はい。この事業の名前でいきますね。要するに、次に知りたいのは、この広報作成の広報の中身についてお伺いします。

◎新型コロナウイルス感染症対策室長（岩崎 文彦） 今ほどちょっとお話ししましたけれども、一般的なコロナに対する注意事項でありますと

か、それから市が様々これから行います施策につきまして、広く市民の方に周知していくということを目的に、毎戸配布でチラシを作るということを想定して、予算を計上した部分です。

◎23番(越 明男委員) それでは、内容的には、この予算起案の時点でのことを想定して作ったのでしょうから、内容的には今の時点になるだけ接近したものを含めて、内容にちょっと網羅するように、ここは要望します。

最後3点目、委託料というふうにございます。これは、委託先についてはどうなるのですか。

◎新型コロナウイルス感染症対策室長(岩崎 文彦) 委託先については、現在のところまだ決まっておられません。

◎23番(越 明男委員) 通告の二つ目のいいかも!!弘前応援事業については、割愛をいたします。

通告の3番目の個人番号の対策事業のところに移ります。

資料も頂き、数字も私なりに吟味をさせていただいておりました。前の方が何点か議論しておりますので、私はちょっと角度を変えた形で。解釈の問題を、解釈を中心にして2点ほど質疑をいたしたいというふうに思って準備しました。

一つ目、現下このコロナに乗じて、マイナンバーの普及と申しますか、これを急ぐ道理も必要もないというふうに私は思っております。

そこで、伺いますけれども、今度予算提案の内容を踏まえて、今後、このマイナンバーの番号の取扱いの内容が、健康保険証及び運転免許証とリンクするという内容を展望しているように言われております。この理解でよろしいでしょうか。

◎市民課長(蒔苗 元) マイナンバーの利活用についてでございますけれども、国では、今月から健康保険証としての利用できるオンラインの資格確認の運用を開始したところであります。ま

た、運転免許証の資格情報につきましても、カードに搭載している機能とひもづけることを検討しておりまして、将来はマイナンバーカード1枚で様々なことが可能となる社会を目指しているということでございます。

◎23番(越 明男委員) 10万円の給付をめぐって、全国の自治体でこの問題で大分混乱が発生しました。いろいろと留意した形で進めていただければと思います。

2点目、カードの取得は、国民一人一人が任意でこれは判断するものであります。したがって、一切の行政による、とりわけ国による押しつけは、私はあってはならないものだというふうに理解しております。

そこで市も、これは一切の押しつけをしてはならないものだと。それから、取得は任意であると。この2点の理解をお持ちでしょうか。認識を伺います。

◎市民課長(蒔苗 元) マイナンバーカードにつきましても、市民の方の申請により交付するというふうになってございまして、カードの取得というものは義務ではありませんが、国では行政手続の利便性の向上に向けて、カードを利用して、面倒な手間を減らして、国民の暮らしをスマート化していくということでPRもしてございます。

市といたしましては、マイナンバー制度の意義やカードのメリット、さらにはセキュリティー対策、またマイナンバーとマイナンバーカードというのは別物であることなどを、市民が抱く不安や疑問について分かりやすく丁寧に説明しながら普及促進を図っていきたいと思っております。

◎23番(越 明男委員) ありがとうございます。

最後、通告の4番目、ヒロロの管理の負担金等について質疑いたします。今日は、解釈だとか内容吟味というよりも、数字的なところを明らかに

したいということで、通告に載せてみました。

まず最初に伺います。ヒロロ維持管理負担金等という、何種類もあるようですから、負担金等という表現にいたしますけれども、この予算措置について伺いたいのですけれども、本議案に計上になっているヒロロ維持管理負担金はどのような内容のものがあ、全体の額では幾らになるのでしょうか。御説明ください。

◎管財課長（工藤 浩） ヒロロに関する負担金ということで、私のほうからは弘前駅前地区再開発ビル維持管理負担金についてお答えいたします。

この負担金ですけれども、令和3年度の予算が、全体で4284万円となっております。内訳といたしましては、大きく二つの負担金で構成されております。一つ目は、弘前駅前地区再開発ビルの維持管理に係る経費で、警備、清掃、保守点検、光熱水費等のうち、市が負担すべき共用部分の経費及び市が所有する専有部分に係る経費について、弘前駅前地区再開発ビル管理組合に対して支払うもので、金額は4231万4000円を見込んでおります。

二つ目は、弘前駅前地区再開発ビルにおける廃棄物、物品等の管理運営費用について、株式会社マイタウンひろさきと協定を締結し、市が負担すべき経費を負担金として支払うもので、金額は52万6000円を予算計上しております。この合計額というのが、先ほど申しあげました弘前駅前地区再開発ビル維持管理負担金となります。

◎23番（越 明男委員） ありがとうございます。

続いて、2点目を伺います。ヒロロの5階を中心としてとありますが、ヒロロの5階に市のいわゆる出先機関がたくさんあると思います。（「3階」と呼ぶ者あり）3階でした。5階、いつも駐車場を使うものだから。失礼しました。3階で

す。失礼しました。

全体の、市のいわゆる出先機関の課室状況はどのくらいこの3階に出ているのかということ、それから各課室からいろいろな予算措置がされているかと思うのですが、課室状況と同時に支出の多い課室はどういう状況になっているかと。あわせて、全体の予算措置の全体額についてちょっとお知らせください。

◎財政課長（今井 郁夫） 全体の状況の御質疑ということで、私のほうからお答えいたします。

まず課室の状況でございますが、業務を行っている課室といたしましては、市民協働課ですとかこども家庭課など、全部で10課、10の課で業務を行っております。予算額の多い業務ということで、順に幾つか申し上げますと、まずこども家庭課所管の駅前こどもの広場運営業務が6591万1000円、続いて文化振興課の市民文化交流館の運営業務ということで6178万4000円、こども家庭課の子育て世代包括支援センターの運営業務ということで5067万8000円といった具合になっておまして、全ての予算額としましては、全体の予算額としましては、人件費を除いて、あと特別会計の分も一部含めると、3億1693万4000円という状況になってございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属。

◎3番（坂本 崇委員） 予算書55ページ、2款1項4目、弘前圏域移住者交流会企画運営委託料について質疑いたします。

この移住者交流会の目的及び内容について、まずお尋ねしたいと思います。

◎企画課長補佐（一戸 拓利） この取組でありますけれども、こちらは弘前圏域8市町村が連携して取り組んでいるものでありまして、弘前圏域移住交流推進事業の一つとして取り組んでいるものでありまして、移住者の生活環境の充実、あとは新たなコミュニティーやネットワークの形成と

いうことを目的として取り組んでいるものであります。

事業内容としては、弘前圏域8市町村に在住している移住者を対象としまして、移住者同士の交流の場を提供するというものでありまして、令和3年度はこの移住者交流会を2回実施したいというふうに考えております。

◎3番(坂本 崇委員) ありがとうございます。このコロナ禍というのが去年の4月あたりから、3月、4月から当市のほうでもいろいろ影響を受け始めたのかなというふうに思っておりますが、ちょうど昨年4月とかに、こちらのほうに移住してきた方もいらっしゃると思います。来たのはいいのですが、外へ出る機会というのも制限されて、そういう方たちはなかなか地域との交流とか、そういうのがままならない状態だったのではないかなと。そういったところで孤独を感じている方々も非常に多いのではないかなというふうに思います。そういった方たちのそういった状況をケアすることというのがすごく大事なのではないかなというふうに感じるのですが、こういう交流会もそうなのかもしれませんが、ほかにもこういったお困りの移住された方たちをケアするような取組は何か行っているのでしょうか。

◎企画課長補佐(一戸 拓利) この交流会自体は、もともと以前から市単独で取り組んでおるのですが、令和2年度からは圏域で対象を広げて年2回取り組んでおるものです。確かに、移住者にとって地域の交流というものなのですが、新型コロナウイルス感染症のあるないにもかかわらず、コミュニティを形成していく中では非常に重要なものだというふうに捉えておりまして、今、議員御指摘あったとおり、この新型コロナウイルス感染症の状況下におかれましては、特にその移住者のケアというのは、今まで以上に必要なものだというふうに認識してお

ります。現状、市のほうでは、この移住者交流会という、やっているものというのと、これのみになってしまうのですが、ただ民間団体のほうでも移住者を対象としたこういう交流会をやっているところがございますので、市としてはそういう情報、今までは個別に、そういう相談があったときは個別で対応というのが多かったのですが、こういう情報がきめ細かく届いていない移住者もいるのではないかと捉えておりまして、そこも課題というふうに捉えていますので、市が運営している移住者ポータルサイトを有効に活用して、移住者同士の交流に加えまして、あと移住者と地域の人が集まれる場というところも紹介しながら、地域の中でそのつながりが持てるように情報をしっかりと必要な方々に届けていって、移住者のケア、あとは不安の解消につなげていきたいというふうに考えております。

◎3番(坂本 崇委員) いろいろな不安を解消する取組というのがあるかと思うのですが、そういった移住された方から、このコロナ禍において何か相談とか、そういう声ももし寄せられていけばお聞かせいただければと思うのですが。

◎企画課長補佐(一戸 拓利) 今年度開催した移住交流会なのですが、こちらは子育てをテーマに11月と12月に2回実施してまして、今回ちょっと新型コロナウイルスの感染症というところに配慮してオンラインでの開催、2回ともオンラインでの開催だったのですが、その中で出された意見の中では、この新型コロナウイルス感染症の中で、子育て世代の人たちとお話しする機会がなかなか持てなかったのが、交流会に来ていい機会になったとか、あとはなかなか人との交流という場も持てなかったと。それで、このオンラインですが、交流会に参加して、いろいろな同じ境遇を持った人たちとお話しできていい機会になったということとか、あとはこれから移住

しようとしている人も中には何人か参加してしまっていて、その不安の解消につながったと。あとは、新型コロナウイルスの感染症に配慮して、オンラインでやったということで参加しやすかったという好意的な意見が多く出てきましたので、これもちのほうでちゃんと受け止めて、今後も継続してやっていきたいと思えます。

◎2番(成田 大介委員) 私からは、2点ほど。

まず一つ目、2款1項4目、予算書の54ページですが、名称が載っていないので、概要の20ページでございます。

パートナーシップ宣誓制度周知啓発事業ということで質疑をさせていただきます。これ、予算で言うと6万2000円程度ということで、さほど大きくはないのかなと思うのですが、一応、まずはチラシ、何かリーフレットみたいなものを作るということで、来年度の計画というか、何かそういう方向性というのがあれば教えてください。

◎企画課長(白戸 麻紀子) パートナーシップ宣誓制度周知啓発のもの、リーフレットを作成いたします。こちらは、昨年12月から運用を開始しました弘前市パートナーシップ宣誓制度の周知、それから性の多様性についての知識や理解を広げることが目的に、市内の有識者ですとか、当事者団体の協力を得ながら、5,000部ほど作成する予定としております。

作成したリーフレットにつきましては、多くの市民の方が利用する施設に備えつけるほか、当事者からパートナーシップ宣誓によって利用可能となるサービスの導入が望まれております、例えば不動産関係ですとか、医療機関、そういった機関への周知の際に活用していきたいというふうに考えております。

リーフレットを作成するというので紙媒体になるのですが、データを市のホームページ

のほうに掲載しまして、どなたでもダウンロードして活用できるようにしたいというふうに考えております。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。この周知というのは、しっかりしてもらいたいと思うのですが、あと何かの研修というか、セミナーも来年度継続してやっていくということになるのか、今年度は恐らく2回ないしは3回、そういうセミナーを開催していると思うのですが、どのようなセミナーを来年度はやっていくのかというところを。

◎企画課長(白戸 麻紀子) 来年度実施いたしますセミナーにつきましては、LGBT、性的マイノリティーをテーマにしたセミナーとしては、まず大きなものとして、当事者の方を講師にしまして、ある程度大きな会場で実施したいというふうに考えております。これまで開催してきたセミナーも引き続き実施してまいります。当事者の方を講師にするというのは、これまで開催しましたセミナーですとか職員研修の中で、当事者の声を聞いてみたいというような声もありましたので、選定を当事者を講師にしたいというふうに考えております。

なお、市民向けのセミナーということで、市内の当事者の方を講師にするということは、精神的にも結構負担があるのではないかとということで、例えば東京ですとか、大都市において企業ですとか自治体のLGBT施策の推進をサポートしている団体、そういったところで当事者の方を派遣するプログラムがございますので、そういったものを活用して実施したいというふうに考えております。

性的マイノリティーの方を対象としたセミナー2回ということで、決して数としては多くはないのですが、継続して実施することで、理解と共感が広がるように取り組んでまいりたいとい

うふうに考えております。また、このセミナーのほかにも、市の出前講座、男女共同参画の取組についてのメニューの中で、基礎的な知識ですとか、市の制度についての説明などで対応しておりますので、そちらのほうでも周知啓発を図っていききたいというふうに考えております。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。

それで、12月10日に制度が施行されて、今日はたしか3月10日ということで、ちょうど3か月でございました。なかなか進捗と言ってもあれなのですけれども、何かそういう相談とか、何かそういうものとかは来ているものでしょうか、この3か月間の間に。

◎企画課長(白戸 麻紀子) 昨年の12月10日に制度が運用されまして、その後の動きということで、仙台弁護士会と東北弁護士連合会の共催のシンポジウムで東北初ということで導入の件についてお話しさせていただく機会を頂きました。また、市内の民間主催でセミナーですとか、LGBTをテーマとした映画の上映会の開催ということで、理解を深めるような動きが見られてきております。

また、先ほどお話ししました出前講座の依頼ですとか、高校生が授業の一環で、自分で課題を設定して、それを調べて分析して発表するという時間があるのですけれども、それでパートナーシップ制度をテーマに選んだという生徒から複数お問合せもあって、多くの方に性の多様性について考えていただくきっかけになっているのかなというふうに考えております。

パートナーシップ宣誓についてなのですけれども、これまでに宣誓された方が1組ございます。そのほかにも宣誓を検討している方からお問合せも数件頂いているところです。

現時点で宣誓した方が利用できるサービスとい

うのは限られているのですけれども、来年度のリーフレット等を活用しまして、民間事業者に周知を図って、利用できるサービスを広げていきたいというふうに考えております。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。

ついに1組ということ、本当に感激しておりますけれども、今までで、これからもそうなのですけれども、やはりこの制度というのは数ではなくて、やはりそういう当事者の方々のお守りだというような形で捉えていただければいいのかなと思います。また、1組、この3か月の間にパートナーシップ宣誓をしたということで、これがまた皆さんの勇気につながっていけばなと思っております。ありがとうございます。これからもよろしく願います。

二つ目でございます。2款1項9目、62ページでございます。町会活性化支援事業について質疑いたします。

それで、これ先ほど鶴ヶ谷委員のほうからも、私も1000万円の減額のところがちょっと気になっていたのですけれども、質疑がありましたので、ちょっと違う方向で質疑していきたいと思えます。

町会集会所設置事業等補助金についてまずお聞きいたします。過去3年間の利用実績をまずお聞かせください。

◎市民協働課長補佐(村田 善彦) 町会集会所等設置事業等補助金の過去3年間の利用実績ですが、平成30年度は4町会で4件利用されており、補助金額は計262万1000円となっております。令和元年度は6町会で5件利用されており、補助金額は計793万円となっております。令和2年度は8町会と1集会所管理運営委員会で9件利用しており、補助金額は計1162万円2000円となっております。各年度とも集会所の改築費用として利用さ

れております。

◎2番(成田 大介委員) 先ほどの鶴ヶ谷委員の質問の回答で、たしか補助率、これ町会集会所設置事業等補助金の補助率が2分の1ということで先ほどおっしゃっていたと思うのですが、でも、すいません、上限はあるのですか。私、もし聞き逃していればあれだけども、もう1回教えてください。

◎市民協働課長補佐(村田 善彦) こちらのほう、新築、増改築、修繕等に要する費用に対し2分の1の補助を行うものとなっております、ただし排水設備の新設以外は、対象費用が50万円以上のもとなっております、町会の世帯数や集会所の延べ面積により上限を設けております。

◎2番(成田 大介委員) 最後に、この設置事業と補助金以外で、何か集会場への補助金というのはありますでしょうか。

◎市民協働課長補佐(村田 善彦) こちらのほう、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティセンター助成事業がございます。こちらは新築または大規模修繕などが対象となっており、補助率が対象費用の5分の3、補助金額の上限が1500万円となっていることから、集会所の新築に関する相談があった場合は補助率の高いこちらの事業を勧めております。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。

これ最後、要望というか、お願いといいますか、町会集会所設置事業等補助金は補助率が2分の1ということでございまして、町会によっては多少懐事情というものもあるかと思えます。それによって、やはり活用をためらってしまうというような話も聞いたことがありますので、これからも担当課としてしっかりと寄り添っていただきますようお願い申し上げます。

◎委員長(工藤 光志委員) 以上で、通告によ

る質疑は終了しました。

お諮りいたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでにとどめ、明11日、引き続き2款総務費から審査することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(工藤 光志委員) 御異議なしと認め、明11日、引き続き2款総務費から審査することに決定いたしました。

◎委員長(工藤 光志委員) 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、明11日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

[午後 4時49分 散会]

委員長 工 藤 光 志